

議 事 日 程 (第 6 号)

令和 7 年 9 月 18 日 (木曜日) 午前 10 時開議

(開 議)

第 1 一般質問

第 2 議案第 114 号 北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第 3 議案第 134 号 令和 7 年度北九州市一般会計補正予算 (第 2 号)

(散 会)

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 114 号

日程第 3 議案第 134 号

出席議員 (57人)

1 番	菊	地	公	平	2 番	佐	藤	栄	作
3 番	上	野	照	弘	4 番	吉	村	太	志
5 番	田	仲	常	郎	6 番	宮	崎	吉	輝
7 番	中	村	義	雄	8 番	鷹	木	研 一	郎
9 番	戸	町	武	弘	10 番	香	月	耕	治
11 番	片	山		尹	12 番	村	上	幸	一
13 番	日	野	雄	二	14 番	吉	田	幸	正
15 番	西	田		一	16 番	田	中		元
17 番	金	子	秀	一	18 番	廣	田	信	也
19 番	立	山	幸	子	20 番	た か の	久 仁	子	
21 番	小	松	み さ	子	22 番	富 士 川	厚	子	
23 番	渡	辺	修	一	24 番	中	島	隆	治
25 番	松	岡	裕 一	郎	26 番	木	畑	広	宣
27 番	村	上	直	樹	28 番	成	重	正	丈
29 番	岡	本	義	之	30 番	三	宅	ま ゆ	み
31 番	森	本	由	美	32 番	大 久 保	無	我	
33 番	小	宮	け い	子	34 番	森		結 実	子
35 番	泉		日 出	夫	36 番	中	村	じゅん	子
37 番	山	崎	英	樹	38 番	山	田	大	輔
39 番	宇 都 宮			亮	40 番	永	井		佑
41 番	伊	藤	淳	一	42 番	宇	土	浩 一	郎
43 番	高	橋		都	44 番	山	内	涼	成
45 番	荒	川		徹	46 番	大	石	正	信
47 番	伊	崎	大	義	48 番	本	田	一	郎
49 番	奥	村	直	樹	50 番	井	上	し ん	ご
51 番	柳	井		誠	52 番	村	上	さ と	こ
53 番	小	宮	良	彦	54 番	小 金 丸	か ず	よし	
55 番	松	尾	和	也	56 番	有	田	絵	里
57 番	井	上	純	子					

欠席議員 (0人)

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	江 口 哲 郎
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千賀子
会 計 室 長	中 村 彰 雄	危 機 管 理 監	柏 井 宏 之
技術監理局長	尊 田 利 文	政 策 局 長	小 杉 繁 樹
総務市民局長	三 浦 隆 宏	財 政 ・ 変 革 局 長	武 田 信 一
保健福祉局長	武 藤 朋 美	子 ども 家 庭 局 長	小 林 亮 介
環 境 局 長	木 下 孝 則	産 業 経 済 局 長	柴 田 泰 平
都市ブランド 創 造 局 長	小笠原 圭 子	都 市 戦 略 局 長	小 野 勝 也
都市整備局長	持 山 泰 生	港 湾 空 港 局 長	倉 富 樹 一 郎
消 防 局 長	岸 本 孝 司	上 下 水 道 局 長	廣 中 忠 孝
交 通 局 長	白 石 基	公 営 競 技 局 長	春 日 伸 一
教 育 局 長	太 田 清 治	行 政 委 員 会 事 務 局 長	兼 尾 明 利

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	天 本 克 己	次 長	檜 木 野 裕
議 事 課 長	木 村 貴 治		ほか関係職員

午前10時00分開議

○副議長（村上直樹君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。18番 廣田議員。

○18番（廣田信也君）皆様おはようございます。公明党の廣田信也でございます。傍聴にお越しの皆様、また、中継御視聴の皆様、いつもありがとうございます。

それでは、会派を代表いたしまして、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、空き家の草刈りについて伺います。

市民の方々から多く御相談をいただいているのが、隣の空き家の草や木が生い茂って害虫の発生原因となる点や、伸びた枝や草が自宅の敷地に入ってきて困るなどといった点です。近年の猛暑により草木の成長が著しくなっており、これまで以上に問題が深刻化しているとの声も寄せられております。本来は、その空き家の所有者が自ら草刈りや処分をするものであります。隣の家の方がお住まいであれば、相手の方と直接相談して草刈りをしてもらうなどの余地があるのですが、空き家ではそれも難しく、結果として放置され、市民の方々がどう対処すべきか分からず困っているという声も伺います。

現在、北九州市では環境局による空き地等の除草指導業務において、雑草が繁茂している空き家などの管理者への除草指導や、自身で除草が困難な管理者等からの除草委託、草刈り機の無料貸出しを行っており、この点は大変評価するものであります。

しかし、一方で所有者に連絡がつかない事例、あるいは連絡がついても管理を怠る事例は依然として多く存在します。そのような空き家は、草木による衛生、景観上の問題にとどまらず、家屋自体の劣化を進行させ、最終的には倒壊等の重大なリスクにつながるおそれがあるため、看過できない課題であります。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、所有者に連絡がつかない所有者不明の場合や、所有者が亡くなり、相続放棄による相続人不存在の場合、また、所有者が対応を行わず放置されている場合について、市としてどのように対応しているのか、見解を伺います。

2点目に、2024年4月1日から相続登記が義務化され、事実を知った日から3年以内に相続登記を行う義務と、相続人が相続登記を怠った場合に10万円以下の過料の対象になります。これは、空き家が所有者不明となり放置されることを防ぐ点においても重要であると考えますが、相続登記の義務化について、制度の周知など市としてどのような対応をされているのか、お伺いします。

次に、不用品回収業者への対応についてお伺いいたします。

近年、不用品の回収を目的とした軽トラックなどをよく見かけることがあり、ポストに無料回収の案内のチラシが入っていることもあります。また、自宅を訪れて大型ごみや引っ越しご

みの回収を持ちかけたりする業者の方もおります。

先日、私の自宅にもそういった業者の方が来られました。こうした不用品回収業者のチラシが投かんされたり訪問を受けた方の中には、実際に大型ごみなどの回収を依頼し、しかし、実際はチラシなどであらかじめうたわれていた無料や低価格の金額ではなく、高額な費用を請求され、払ってしまったという方もおり、私のところにもそういったトラブルの相談がありました。

令和6年度の消費生活センターに寄せられた不用品回収等における相談件数は26件となっていました。私の周りでは、不用品回収業者と再度交渉することでの面倒やトラブルを避けたいとの思いから、消費生活センターに相談せずに泣き寝入りをしたという方もいらっしゃいました。

北九州市内で一般廃棄物処理業、収集運搬、処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、北九州市の許可を受けることが必要になっております。また、許可を受けた業者は、同法の規定により、2年ごとに更新を受けなければ、一般廃棄物処理業の許可業者としての効力を失うこととなっています。現在、市のホームページでは無許可の不用品回収業者を利用しないよう注意喚起の呼びかけが行われており、この点は大変評価しておりますが、被害に遭う方は高齢の方が多く、この年齢層の方はホームページを見ることが少ない方も多いため、情報が届いていない方もいらっしゃいます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、無許可の不用品回収業者に対しての指導、処分など、本市として現在どのような対応を行っているのか、お伺いいたします。

2点目に、市民の皆様には注意喚起の情報が広く目につくように、また、高齢者の方が情報を受け取りやすいように、ホームページだけではなく市政だよりや公共施設でのポスター掲示など、紙媒体での周知啓発もしていただきたいと思います。こういった様々な方法で周知を行い幅広く知ってもらうことに関して、本市の見解をお伺いします。

最後に、安心して歳を重ねることができる終活支援事業についてお聞きいたします。

人生100年時代を迎える中、本市の高齢者を取り巻く現状は、高齢化率が令和6年1月1日時点で31.4%と政令指定都市で最も高く、また、高齢単身世帯も増加傾向にあり、高齢者の単身世帯割合、夫婦世帯割合ともに政令指定都市の中で非常に高くなっています。

こうした状況の中、昨年、高齢者が健康で生涯現役を目指し、自分らしく安心して人生100年時代を幸福に暮らすことができる町をビジョンに掲げた北九州市しあわせ長寿プランが策定されました。このプランの下、終活における支援のあり方検討会が開催されて様々な検討が重ねられ、本年の令和7年度予算において、安心して歳を重ねることができる終活支援事業が計上されています。

終活における支援のあり方検討会において、終活はこれからの人生を自分らしく生き、自分

らしい最期を安心して迎えるための活動と定義され、課題として、利用者が安心して適切なサービスを選ぶための仕組みづくりや、身寄りのない方や資力のない方への支援などについて議論されたと伺っております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、安心して歳を重ねることができる終活支援事業について、現在の進捗状況をお伺いします。

2点目に、高齢者の中で身寄りのない方や資力のない方への終活支援をどのように検討されているのか、お伺いいたします。

以上、第1質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）皆さんおはようございます。

大項目3つ目の安心して歳を重ねることができる終活支援事業についてお尋ねがございました。進捗状況、そして、身寄りのない方、資力がいない方への支援というお尋ねがございました。

高齢化が進展し、独り暮らしや認知症高齢者の方々の増加が見込まれる中、人生の最期まで本人の御意思が尊重され、その人らしく暮らし続けていくための環境整備は重要であると考えております。

近年、安心して自分らしく最期を迎えるための活動である終活への関心が全国的に高まっており、北九州市におきましても昨年度実施した終活に関する市民へのアンケート調査におきましては、多くの市民が終活の準備に不安を感じ、多岐にわたる支援を希望していることなどが分かりました。

この結果を踏まえまして、関連事業者や弁護士、関係団体等による検討会を開催いたしまして、終活支援の在り方について御意見をいただきました。これらを基に、市として今後の方向性をまとめ、令和7年度から、1つに、常設相談窓口の設置、2つに、早い時期から終活を考えていただくための啓発、3つに、身寄りのない方等への権利擁護を含めた包括的な支援といった新たな取組を開始することといたしました。

その第1弾の取組として、本年11月にウエルとばた内に常設の総合相談窓口である北九州市終活あんしんセンターを開設することといたしました。このセンターは、終活相談の実績がある北九州市社会福祉協議会と連携いたしまして運営することとしており、1つに、終活に関して市民の皆様が抱える多様な不安や疑問に対する包括的な相談対応、2つに、相談者のニーズに応じた信頼できる終活支援事業者や専門機関の御紹介など、市民の皆様が安心して終活に取り組めるよう支援を行うこととしております。

さらに、ここでの相談事例を通じまして、市民の皆様の終活に関する具体的なニーズや課題等を把握した上で、より多くの市民の皆様が終活を前向きに捉えて取り組んでいただけるよ

う、終活の啓発についても展開していきたいと考えております。

議員御指摘の高齢者の中で身寄りのない方や資力のない方への終活支援につきましては、北九州市としても取り組むべき重要な課題と認識しております。この課題に関しましては、現在国におきまして法改正を視野に入れた新たな制度の創設に向けて検討が進められているところでもあります。

北九州市では、これまで金銭管理や様々な契約行為の支援を行う成年後見制度や、日常生活自立支援事業といった高齢者の権利擁護を推進してきたほか、いのちをつなぐネットワークなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるための基盤を培ってまいりました。今後は、国の動向を注視しつつ、こうした既存の取組をしっかりと推進するとともに、個々の状況に応じた多様なニーズに応えられる新たな終活支援に取り組むことで、北九州市独自の切れ目ない包括的な支援が提供できるよう進めてまいりたいと考えております。

今後も高齢者の皆様が生きている今を大切に、長寿の幸せを実感し、北九州市だからこそ安心して自分らしく年を重ねることができる幸福長寿モデル都市の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）大項目1つ目、空き家の草刈りについて、空き家の所有者が不明、相続人不存在、所有者が放置している場合の対応、また、相続登記義務化の周知についての対応、この2つの質問について一括してお答えさせていただきます。

安全で安心なまちづくりを進める上で老朽空き家の解消は喫緊の課題であります。その中でも、雑草や樹木の繁茂は、衛生、防犯、景観などの観点から生活環境に悪影響を及ぼすものと認識しております。

令和6年度に区役所に寄せられました空き家に関する相談で、雑草に関するものは少なからず存在しております。こうした空き家の所有者に対しましては是正指導を実施し、改善を求めているところでございます。しかしながら、議員の御指摘にもあるように、日々現場で指導を行う上で所有者と連絡がつかないことや、所有者が対応しないなど、問題解決に至らないケースに苦慮しているのも事実であります。

こうしたもののうち、空き家の雑草のみに着目した制度や仕組みは用意されておきませんが、生命や身体に著しい悪影響を与える危険度の高い空き家につきましては、雑草への対応も含め、法的な手続に移行することとしております。その場合、具体的には、所有者不明や相続人不存在の場合は、裁判所へ財産管理人の選任を求め、財産管理人の下で対応していただくこととしております。また、再三の指導にもかかわらず対応がされない場合は、所有者に代わって北九州市が代執行の措置を講ずることにもなります。

次に、相続登記の義務化につきましては、相続登記がされないことで所有者の探索に多大な時間と費用がかかり、民間取引や利活用が阻害される、土地が管理されず放置され、隣接する

土地へ悪影響を及ぼすなどの問題を解決するため、令和3年に不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から施行されました。

相続登記が確実に行われることで、土地、建物の所有者が明確になり、不動産の利用の円滑化が図られ、放置される空き家も減少することが期待されております。この制度の周知につきましては、制度を所管する法務省において、啓発資料の配布やホームページなどにより積極的に情報発信されていると承知しております。

また、北九州市におきましては、空き家に関するセミナーや相談会のほか、市政だよりや固定資産税の納税通知書なども活用し、広報活動を行っているところでございます。さらに、司法書士などの業界団体も相続に関する相談会などを通じて活動を行っております。

今後とも国や関係団体と協力し、確実に相続登記がなされるよう、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。今後も市民が快適に暮らすことができる、安全で安心な生活環境を確保するため、空き家対策を着実に進めてまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）環境局長。

○環境局長（木下孝則君）大項目2の不用品回収業者への対応について、1つ目の無許可の業者に対しての指導、処分などの対応状況、2つ目の注意喚起の情報を様々な方法で幅広く知ってもらうことに関しての見解にまとめて御答弁いたします。

自宅の片づけや引っ越しなどで出たごみの収集運搬を民間業者に依頼する場合、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者に依頼する必要があるが、北九州市には約200の許可業者がございします。一方で、議員御指摘のとおり、無許可の業者により不用品を無料で回収するとうたいながら、実際には家から持ち出す作業料などの名目で高額な料金を請求するといったトラブルが発生しています。

また、無許可業者に回収を依頼した場合、回収された廃棄物が不法投棄されるなど、不適正な処理が発生するおそれもあり、排出者である市民が責任を問われる可能性もございます。

こうした事態を防ぐため、北九州市では無許可の不用品回収業者に対して、無許可業者による廃棄物の回収が疑われる広告があるなどの通報に基づき、許可が必要であることや、不当な料金を請求しないことについて指導、2つ目に、焼却工場に明らかに他人のものと思われる大量のごみを搬入するケースへの指導などを行っております。

加えまして、無許可の業者を利用しないことを広く市民に知っていただくため、市のホームページやメールによるニュース配信などで注意喚起を行ってきたところでございます。しかしながら、依然として被害が発生している現状や、多様なケースを踏まえますと、さらなる注意喚起が必要であると考えております。

そこで、ターゲットになりやすい高齢者にも分かりやすく注意喚起するため、1つ目に、許可証の写しや車両の許可シールで許可の有無を確認すること、2つ目に、産業廃棄物などほかの許可を持っていたとしても収集できないことなど、具体的な注意点を伝えていきます。

また、情報の受け取りやすさも念頭に、1つに、市政だよりやごみの分別大辞典などでの周知、2つ目に、市民センターなどでのポスター掲示、3つ目に、出前講演等での情報提供、4つ目に、市の公式SNSなど様々な媒体を活用してまいりたいと考えております。さらに、こうした啓発を片づけなどのごみが多く出る年末や引っ越しシーズンに集中的に実施し、より効果的な注意喚起につなげてまいります。

今後とも廃棄物の担当部署と契約トラブルを担当する消費生活センター、警察など関係機関がしっかりと連携しながら、市民の皆様が安心してごみの処分ができるよう対策を進めてまいります。答弁は以上で全部でございます。

○副議長（村上直樹君）18番 廣田議員。

○18番（廣田信也君）御答弁ありがとうございます。第2質問と要望に入らせていただきます。

まず、終活について、市長から御答弁いただきましてありがとうございます。常設の窓口ができるということで、これまでは週1であったかと思いますが、窓口が広がる点、大変心強く思っております。また、いのちをつなぐネットワークであったりとか、そういった包括的な支援のほうを進めていくということで、そういった窓口が1つになるということは、本当に大変素晴らしいことだと思っております。

あとは、場所としてはウェルとばたのほうになるかと思うんですけれども、自分はまだまだ若いから大丈夫だとか、窓口をそういった感じで、まだいいよということで利用しない方いらっしゃるかと思います。そういった方、今後も利用しやすいように、入りやすい窓口をこれからもつくっていただければなと思っております。

あとは質問なんですけれども、今回こういった相談を受けるに当たって、相談したり各種のサポートを受ける際の費用については、どれぐらいかかるものなのか教えていただけますでしょうか。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）終活に関する安心相談窓口ですとか、サービスを利用する際の負担についてでございます。

まず、新たにスタートする予定の終活あんしんセンター、それから、今既存の北九州市成年後見支援センターや権利擁護・市民後見センターなど、御相談の費用は無料でございます。

その上で、終活あんしんセンターにおいて、例えば葬儀、納骨ですとか、家財処分など事業者によるサービスを受ける場合は、費用を御負担していただくことになる予定でございます。

また、成年後見制度につきましては、利用するに当たり、申立て費用を御負担していただくこととなりますが、所得の低い方に対しては助成を行うという制度もございます。

もう一つ、権利擁護・市民後見センターでは、日常的な金銭管理等をお手伝いする場合は1回当たり1,000円かかるなど、サービスを利用するに当たって費用を負担していただくものも

ございます。これにつきましても、生活保護受給者の方については無料になっているなど、そういった資力のない方への支援体制もできているところでございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）18番 廣田議員。

○18番（廣田信也君）ありがとうございました。相談費用も無料ということと、あとは資力のない方についてもいろいろ対応されているということで安心いたしました。また、葬儀とかに関しては、どうしても費用がかかるところもあるかと思うんですけども、そういった方もリーズナブルにやれるような形をつくっていただけたらなとは思っております。

あと要望ではあるんですけども、終活という言葉、どうしても終わるという言葉が入るため、いいイメージが持てない部分もあるかと思います。ほかの行政では川崎市では未来あんしんサポート事業、名古屋市ではあんしんエンディングサポート事業などの前向きなネーミングでございます。北九州市もこういった形で、終活ではなく、新しいネーミングなども御検討いただければと思っております。

続きまして、廃棄物無許可業者のほうに入らせていただきます。

各種指導についてありがとうございました。いろいろとそういったところで、処理場であったりとか、そういったところでのハードルを設けることによって、少しでもそういった被害を受ける方、減っていただけたらなと思っております。ただ、先ほども産業廃棄物の処理業者とか、いろいろ分かりにくいところもあるのも事実かと思っております。

あと質問としては、福岡県警の申請する古物商等の許可申請とか、そういったものもあるかと思います。こういった方は自宅に収集に来た場合には、法令的に問題はないのかを教えてくださいませんか。

○副議長（村上直樹君）環境局長。

○環境局長（木下孝則君）まず、産業廃棄物の許可でございますけれども、産業廃棄物の許可は、工場あるいは企業などから出た廃棄物を処理するための許可であります。御家庭から出たごみ、一般廃棄物といいますけれども、それを収集運搬することはできません。

あと2つ目、古物商の許可は、中古品などの売買を行う許可であります。すなわち、ごみを集めてごみ焼却場まで持っていくということとの許可とは何ら関係ありませんので、中古品の古物商許可があることだけをもって運べるというものではないです。

ですから、御家庭で出たごみを有償で回収して焼却工場に運ぶことは、一般廃棄物の収集運搬業の許可を持っている業者しかできません。ですから、このごみを出していくというときに、関係しては、一般収集の許可を持っている業者を使っただきたいと思っております。

○副議長（村上直樹君）18番 廣田議員。

○18番（廣田信也君）ありがとうございました。本当こういったところ、実際私も今回質問させていただくに当たって、いろいろ学びながら知っていったところもやっぱり多くありますが、実際この辺の違いが分からない方もやっぱりいらっしゃるかと思いますので、本当分かり

やすい形にしていただけたらと思っております。

先ほど御答弁でもありましたが、写しとかシール、許可証の部分、そういった部分で本当に目に見えて分かりやすく、これがあればこの人は大丈夫なんだとか、これがない人はもうちょっとどうなのかなというようなのが分かりやすくなるように、いろいろ対応されていらっしゃるかとと思うんですけども、今後もそういった形で進めていただけたらと思っております。

続きまして、空き家の草刈りについて入らせていただきます。

今回この質問をさせていただいたのが、やっぱり同じような相談でお困りの方が本当にたくさんいらっしゃった点でございます。世代として70代を超えた方が中心で、これまでは家のことを自分でやってきたんだけど、年を取ってしまって体が動かなくなってきたとか、子供はもう家を出て、ほかの地域で家庭を築いているため、なかなかそういったお願いもできない、そういった声を本当にいただいております。

ただ、今回調べていく中で、地域のコミュニティーで、支え合って草刈りなども安価で対応されている校区などもあるとも伺っております。この点、北九州は人情にあふれたいい町だなと感じております。こういった地域ではなくて、困っている方がいるというところも、実際現実ではございますので、そういった方々、行政で支えていただければと思う次第でございます。

あと、危険度の高い部分については、行政代執行であったりとか、財産管理人の選任の確認を行っていくということなのですが、行政代執行、やはり一番最後のボーダーラインかと思っておりますので、なかなか実施件数は少ないところもあるかと思いますが、実際その現地のお困りの方の声、どれだけしっかり伺えるかというところでございますので、そういった方のお声をやっぱり本当に聞きながら、困った方が出ないようなまちづくりをしていっていただけたらなと思っております。

あと、相続登記の案内の件でございますけども、先刻固定資産税の通知の案内に添えてお伝えされていると御答弁いただきました。ただ、固定資産税の課税については、その評価額が、土地であれば30万円未満、建物で20万円未満の資産価値の場合には非課税であったかと思えます。そういった古い空き家というものに関しては、基本的には評価額が低くなっておりまして、非課税に当たるものが多いのではないかなと思っております。今後そういった非課税の方にも通知が行くように、その通知が今行っていないんじゃないかと思われる方にフォローいただく仕組みも御検討いただければと思います。

あとは、また今回空き家の関係で都市戦略局からの御答弁をいただきましたけれども、これが空き家ではなくて、空き地になると環境局の所管になるかと思えますし、また、そういった空き家については各区の総務企画課のほうも動いていらっしゃるかと思えます。こういった複数の部署に係る点は市民の皆様も分かりづらい部分もあるかと思えますので、各部署での連携をお願いできればと思います。以上で終わります。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。13番 日野議員。

（副議長退席、議長着席）

○13番（日野雄二君）自由民主党・無所属の会議員団の日野雄二です。今日は終日、自民党、公明党デーであります。自民党のトップバッターとして今日、本会議質問最終日ですが、全力で頑張っていきたいと思います。

実は私は20年前議員になりました。その一番最初、1年生議員のときに2回登壇したんですが、そのときのDVDではなくて、カセットデッキを見ていたら、非常に若いし元気があるなと。今は丸くなったなという思いでいっぱいあります。優しい日野雄二で行きたいと思っています。

それでは、一般質問を行います。

北九州市における今後の部活動の在り方について最初にお尋ねします。

子供たちが将来にわたってスポーツ、文化芸術活動に継続的に親しむ環境を確保することを目的として、文部科学省は学校部活動の地域展開を推進しています。国が示すガイドラインにのっとり、本市もこの9月から段階的に休日の学校部活動を地域クラブへ展開していくようですが、この方針について教育委員会にお尋ねします。

最初に、地域クラブ活動に係る費用負担の在り方についてです。国は受益者負担と公的負担とのバランスを検討するとしている中、本市は指導者に支払う報酬などの運営費は保護者負担となるとしています。経済的な理由で地域クラブ活動に参加できない生徒が出てくる可能性があるのではないのでしょうか。スポーツや文化芸術活動への参加機会が、経済状況によって制限されることがあってはならないと考えますが、見解をお伺いします。

次に、今後の学校部活動の在り方についてです。

本市では平日は当面の間、学校部活動を継続するとしていますが、当面の間というのは、国が予定している令和8年度から令和13年度までの6年の改革実行期間を指しているのでしょうか。平日の地域クラブ活動への移行のタイミングなど、今後の学校部活動の展開の見通しについて見解をお伺いします。

最後に、地域展開の理由の一つに上げられている教員の長時間勤務解消についてです。

部活動指導を熱望し、そのために教員になった先生も少なくありません。先生は、部活動が単なる技能向上だけではなく、学業では得られない教員と生徒との深いつながりを生み出し、学校生活を豊かにし、教員、生徒、保護者間の信頼関係構築に貢献すると考えているのではないのでしょうか。教員の負担軽減は重要な課題ですが、部活動を通じて育まれるこれらの貴重な機会が減少することによる学校運営や子供たちの成長への懸念についてお考えをお聞きします。

次に、第2子以降の保育料無償化事業における幼稚園の2歳児プレ保育について質問します。

本市は令和5年12月から保育所等を対象に第2子以降の保育料無償化を開始しました。長年私が提言してきた私立幼稚園のプレ保育への関連補助の拡大が令和7年度から実現し、これまで市内私立幼稚園が自主事業として実施してきた2歳児プレ保育まで対象範囲が拡大されました。これは20政令市の中で福岡市に次ぐ実施となり、本市の子育て支援施策の一步として評価しています。

しかしながら、この制度適用の対象条件には幾つかの疑問があります。福岡市が保育の必要性の有無を問わない、原則申請手続不要であるのに対し、本市では保護者が月60時間以上就労していること等の保育要件という制限が設けられています。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、様々な家庭の事情、就労条件やライフスタイルの違いにより、子育てに専念するため、あるいは様々な理由から、あえて働かない選択をする保護者や、60時間未満の就労しかできない保護者も少なくありません。本市がこのような条件を設定している目的や意図は何か、見解をお伺いします。

2点目に、少子化対策や、あらゆるタイプの家庭への子育て支援という観点から見れば、福岡市のように、より柔軟な基準設定に変更すべきではないかと考えますが、見直しの可能性についてお考えをお聞かせください。

最後に、地域要望の市街化調整区域見直しについて。

私が市議会議員になってからもう20年過ぎました。その前の衆議院議員の秘書時代を含めると30年以上前から門司区や小倉南区の住民の皆様から、市街化調整区域の線引きの撤廃を求める要望を受け続けてまいりました。新門司地区は門司市の時代、昭和38年以降、埋立事業が進み、背後地は合理的な土地利用に基づく住宅開発地域と位置づけられ、松ヶ江、吉志地区の住民は人口増を期待していたはずです。しかし、その数年後には線引きが実行されました。当時、永久に開発を抑制するものではなく、その土地の本来の効用を奪うものでもないという説明をされましたが、半世紀以上が経過しています。

私は過去、調整区域にある農地が市街化区域に編入された場合の土地の評価額を調べてみました。1反、1,000平米、約300坪の土地が調整区域では約10万2,000円、評価額、市街化区域に編入されますと1,300万円を超える試算でした。実に100倍以上の差が生じています。市街化調整区域のほうが税金が安いなど利点もあるように言われますが、明らかに財産の価値をおとしめていると考えます。

私はこれまでこの問題を何度も指摘し、執行部の見解を求めてきましたが、その結果として、市が吉志地区の役員に指定集落住宅許可制度検討案というのを示し、これを区域区分見直しの実績だと主張することに笑いが出ました。地域住民が求める市街化調整区域の見直しとは、線引きを全面撤廃し、先祖から受け継いだ土地本来の価値を取り戻すことです。武内市長が稼げる町の実現を掲げ、北九州市を100万都市へと再生させようとするならば、町の発展を

目指した積極的な土地利用を進めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、大項目2つ目、第2子以降の保育料無償化事業における幼稚園2歳児プレ保育、こちらについてお尋ねがございました。

無償化の条件として、保育の必要性を求めている目的や意図、あるいは柔軟な基準設定に変更すべき、保育要件撤廃の見直しの可能性についてお尋ねいただきました。

北九州市では、新ビジョンの重点戦略である安らぐ町の実現に向けまして、質の高い幼児教育、保育サービスの提供を目指すこととしておりますが、その中で、幼稚園には子供たちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要な役割を担っていただいていると認識しております。幼稚園では学校教育法に基づきまして、満3歳以上のお子さんを対象に幼児教育を行っておりますが、園によっては自主事業として2歳児を受け入れ、入園前からその一部を体験できる2歳児保育を実施しています。

北九州市内の私立幼稚園におきましては、令和7年度現在、全88園の約8割に当たる73園が2歳児保育に取り組み、年間で約1,000人の子供を受け入れておられます。幼稚園における2歳児保育は、3歳からの幼児教育を円滑にスタートするための準備となるとともに、集団生活を経験することで子供の育ちにつながるほか、子育ての負担を軽減する役割も期待できると考えております。

北九州市では、令和5年12月から市独自に保育所等を対象に、きょうだいの年齢にかかわらず第2子以降の保育料の無償化を実施してまいりました。令和7年度からは無償化の対象施設を拡大しまして、幼稚園に通う保育の必要性のある2歳児も対象としたところでございます。

幼稚園の2歳児に対しまして、保育の必要性を要件といたしましたのは、第2子以降の保育料の無償化を多子世帯への支援及び働く親への支援として位置づけているためでございます。他方、今年度幼稚園の2歳児保育を無償化の対象として以降、就労の要件をなくしてほしいといった御要望が保護者などから上がっているとも伺っております。

こうしたニーズがある一方、無償化の拡充に当たりましては、1つに、必要となる財源を将来にわたりどのように確保していくのか、2つに、様々な保育サービスがある中で、対象範囲をどのように設定することが整合的かつ適切であるかなど、整理すべき課題があると考えております。

しかしながら、保護者が就労しているかどうか等にかかわらず、全ての人が子育てしやすい町を目指して子供施策を充実させることは、子供の健やかな成長を促すとともに、保護者の皆様の多様なライフスタイルの実現にもつながると考えております。このため、保護者の皆様からいただいている声も踏まえつつ、無償化の範囲や要件に関しては、しっかりと考えてまいりたいと考えております。以上でございます。残りは担当局長等からお答えします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目1つ目の北九州市における今後の部活動の在り方について、3つの御質問をいただいておりますので、順次お答えいたします。

部活動は、教員の献身的な関わりの下、生徒が自主的、自発的に活動に参加することにより、スポーツや文化芸術の振興を担っております。また、生徒同士や教員との良好な人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感などを育むなど、多様な学びの場としての教育的意義を有しております。しかし、少子化の進展により部活動の存続が危ぶまれる状況の中、国は生徒の活動機会の確保と教員の働き方改革を進めるため、部活動の地域展開に関する方針を示しました。

北九州市では国の方針を踏まえ、部活動の教育的意義を継承しつつ、子供たちの活動機会を確保することを大前提に、令和7年5月に北九州市部活動地域展開推進計画を策定し、令和9年9月から休日の学校部活動を地域クラブに展開するという方針を示しました。

議員お尋ねの1点目、経済状況による参加の機会の制限につきましては、地域クラブへの展開に伴い、会費等の受益者負担が発生することから、家庭の経済状況が活動参加の障壁とならないよう配慮することは重要な視点であると考えております。このため、今年6月には文部科学省を訪問し、経済的困窮世帯が負担する会費や保険料の支援に関する財政措置について提案をいたしました。また、7月にスポーツ庁次長が部活動の視察で北九州市を訪れた際には、子供たちの活動支援について意見交換をいたしました。

国の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議による最終取りまとめにおいても、費用負担の在り方や経済的困窮世帯への支援の必要性が示されており、今後国から具体的な方針が示される見通しでございます。国の検討状況や他都市の事例を参考に、経済的困窮世帯が負担する地域クラブの会費や保険料への支援の在り方をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

2点目の学校部活動の展開の見通しについては、国の実行会議による最終取りまとめにおいて、改革実行期間を令和8年度から令和13年度の計6年間として設定すること、平日の地域展開については、国がモデルを検証しつつ、地方自治体が段階的に課題解決を図りながら、地域の実情に応じた取組を進めることと示されており、今後国から具体的な方針が示される予定でございます。

北九州市としましては、まず、休日の地域展開を着実に進めて定着を図ることが重要と考えております。平日の地域展開につきましては、生徒の移動や保護者の確保などの課題に対応するため、生徒や保護者、学校等の関係者の意見を聞きながら丁寧に検討する必要があると思います。現段階では、平日の地域展開の実施時期は未定であり、当面の間は平日の部活動を継続することとしております。

3点目の学校運営や子供たちの成長への懸念につきましては、部活動はこれまでも生徒同士

や教員との好ましい人間関係の構築に寄与してまいりました。そのため、議員御指摘のとおり、学校運営や子供たちの成長に対する懸念の声があることは十分承知をしており、重要な課題として認識をしております。

これらの課題に対応するため、学校部活動の教育的意義を継承する北九州市地域クラブ認定制度を整備すること、希望する教員が北九州市地域クラブで指導を行えるようにすることなど、生徒、保護者と教員、学校が引き続き関わりを維持できる仕組みづくりを進めております。

一方で、教員の長時間勤務の是正や専門外の部活を担当することによる負担軽減が国や学校現場の教員からも求められております。教員の部活動に関する負担が軽減されることで、学力向上に向けた教材研究や授業改善、いじめや不登校などの生徒指導に充てる時間が確保され、生徒とより深く向き合うことがこれまで以上に可能になります。これにより、教員と生徒との信頼関係の構築が進み、さらなる生徒の成長にもつながると考えております。

部活動地域展開は始まったばかりでございます。今後も継続した支援が不可欠です。地域クラブと学校、さらには教育委員会とが協力して環境を整えていくことで、子供たちの安全・安心な活動を支えてまいりたいと考えております。

先ほど、平日の地域展開のところにつきまして、生徒の移動、指導者のところ保護者と申し上げました。指導者の確保の間違い、訂正いたします。申し訳ございません。以上です。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）最後に、地域要望の市街化調整区域見直しについて、線引きを全面撤廃し、積極的な土地利用を進めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

日本が高度経済成長期に入った1960年代、大都市圏への人口流入が急増し、無秩序な市街地拡大、いわゆるスプロール化が深刻化しておりました。そこで、昭和43年の都市計画法改正によりまして、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成などを目的に、市街化を進める区域と抑制する区域を明確に分ける区域区分制度が創設されました。その後、地方分権の観点から、平成12年の都市計画法改正によりまして、自治体が区域区分を定めるか否か選択できるようになりました。

他方、政令指定都市などの大都市につきましては、土地利用の秩序化、公共投資の効率化、環境保全の観点から、都市計画法第7条において区域区分を定めることが義務づけられております。このため、政令指定都市で区域区分を定めること自体は都市計画法上の要請であり、これを撤廃することはできません。

従来から北九州市では、市街化区域では市街地再開発などにより、医療、商業、住宅などの都市機能の増進を図り、一方で市街化調整区域におきましても、単に開発を抑制するだけでなく、日常生活に必要な施設などは立地できることとし、その調和によって営農環境や自然環境の保全と集落の維持を図ってまいりました。

今後とも産業の発展と自然景観の保全を図りつつ、住民が豊かな暮らしをできる環境を形成していくために、計画的なまちづくりを行う制度である区域区分制度を適切に運用してまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）13番 日野議員。

○13番（日野雄二君）御答弁ありがとうございます。第2質問と要望といたします。

まず、学校部活動なんですが、現在中学校部活動において外部講師と部活動指導員という2種類の外部からの指導者がいますね。部活動外部講師の謝礼金は1日2,000円、そして、月額上限が1万円、それに対して部活動指導員は会計年度任用職員扱いで時給1,300円から1,600円、週6時間から11時間、顧問教員に代わって単独指導ができます。平日の部活動においても将来的に地域クラブへの展開を考えるならば、現在指導している外部からの指導者と地域クラブの指導者の扱いはどのようにしていくつもりなのか。

そこで、質問ですが、現在この2種類の外部からの指導者を導入している学校の数と、現在教育委員会が負担している外部指導者に対する謝礼は幾らなのか、金額を教えてください。

次に、国は改革と理念を的確に表すため……。

○議長（中村義雄君）日野議員に申し上げます。一問一答になっていますので、今の質問だけ取りあえず。

○13番（日野雄二君）これ部活動の質問なんだけど、一問一問ですか。それではどうぞ。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）では、部活動の外部講師、それから、指導員に係る経費等についてお答えいたします。

まずは、部活動外部講師、これ有償のボランティアという扱いになっておりまして、顧問教諭と部活動指導の技術的なサポートを行うということが目的です。運動部活動で114名、文化部で40名ということで、計154名を任用しております。年間額でございますが、1,213万6,000円でございます。ちなみに、上限額は月1万円となっております、交通費は支給しておりません。

一方、部活動指導員は会計年度任用職員でございまして、先ほどお話がありましたように、顧問教諭に代わって部活動指導や大会への引率を行うということで、運動部で現在24名、文化部で5名、合計29名でございます。通勤手当等も出ますけれども、年間の額といたしましては、それらを含めまして1,632万7,000円でございます。ちなみに、報酬だけで申しますと1,550万7,000円ということでございます。以上です。

○議長（中村義雄君）13番 日野議員。

○13番（日野雄二君）今お答えいただいた額を有効に今後使っていただいて、先ほど第1質問でしました活用をしっかりとっていただきたい。

次に、要望なんですが、国は改革の理念を的確に表すため、地域移行から地域展開に変更し

ました。その意味は教育長お分かりでしょうね。国は部活動改革を単なる地域へのスライド、つまり移行ではなく、地域全体で連携してというコンセプトを的確に表す狙いを持って名称を変更したんです。持続可能な多様なスポーツや文化活動の創出を目指す、地理的、人的要因による体験格差を生じてはいけないということでもあります。

その中で、国はデジタル部活動をその手段として上げています。これはデジタル部活動をしつかり今後活用しないといけない。先日、市民とともに北九州の小宮議員への答弁のときに、他都市を参考にと教育長が言われましたが、他都市を参考ではなくて、北九州市が積極的に行うということを強く要望しておきます。

次に、第2子保育料無償化についてなんですが、昨年度で北九州市立の、公立の幼稚園が4園全て廃園となりました。その役割は私立幼稚園が全て担うということです。今回の幼稚園における2歳児プレ保育の質問は、今後の幼児教育の充実において、子供が真ん中の社会づくりに取り組む私立幼稚園の重要性を、子ども家庭局がしっかり認識しているのかどうかということを確認する意味で質問をしました。

今現在、私立幼稚園の数は88園、私が北九州私立幼稚園連盟PTA連合会の副会長をやっていたのが約38年前、そのときの幼稚園の数は114園、もう26園廃園になっている、門司においては16園が8園、半分幼稚園がなくなっているんです。私立幼稚園をどう考えているのか、そんな思いで、このプレ保育の質問をしました。まさか誰でも通園制度なんていうことを活用に使ってないだろうなということを、この第2質問で私は強く言うつもりでありました。

これについて、子ども家庭局長はプレ保育無償化の上限額を大幅にアップしたり、無償化の範囲は当然ながら預かり保育も、給食費までも一部使えるようになっていますが、これを拡大する考えはありませんか、お聞かせください。

○議長（中村義雄君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 御質問でございますが、子供たちにとって心豊かな学びの場、安心して過ごせる場として、子供の健やかな成長を見守っていただいているだけでございませんで、保護者の方の子育てもしっかり支えていただいているという幼稚園の皆様においては、こどもまんなかcityを目指す北九州市にとって、やはり欠かすことのできない存在であると認識はしております。

その上で、御質問がありました第2子無償化の拡充の件でございますけれども、先ほど第1答弁でも市長から御答弁させていただきましたように、幾つかの検討すべき、整理すべき課題があるという一方で、子供の健やかな成長、保護者の方の多様なライフスタイルの実現にもつながることから、その無償化の範囲、要件等しっかりと考えてまいりたいということでございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君） 13番 日野議員。

○13番（日野雄二君） 地域要望の市街化調整区域見直しについて市長に最後お尋ねします。

40年以上も苦しめているこの市街化調整区域、ただ単に簡単な誰でも使える土地にしますよということではなくて、ちゃんと撤廃を、これは実は25年前、平成12年、都市計画法が抜本的に見直されて、そして、そのときに平成13年6月議会で議員提出議案第26号、地域の実情にあわせた柔軟な線引き制度を求める意見書を国に出している、10名の議員が。そのときのメンバーに残っている議員は共産党の荒川議員だけなんです。すみません、荒川先生。時間がもうないね。

市長、あなたが掲げるビジョン、これに合わせたことで、区域区分の見直し、どう考えますか。一言答えられませんか、門司区のために。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）日野議員はじめ多くの皆様がそういう思いを持って取り組まれたこと、これについては心から敬意を表したいと思います。私どもとしてこの町全体がどういうふうに定められたルールの中で発展していくか、これは大きな課題でございますので、今後も様々な御意見を賜りながら、いろいろな観点から、この町の未来に向かって共に力を合わせていくということは、方向性としては一致しているところでございます。

○議長（中村義雄君）時間がなくなりました。

進行いたします。6番 宮崎議員。

○6番（宮崎吉輝君）皆様こんにちは。宮崎吉輝でございます。傍聴にお越しいただきました皆様、そして、中継を見ている皆様、ありがとうございます。

今回、通算30回目の節目を迎えた登壇となります。3つ絞って質問させていただきたいと思いますので、早速一般質問に入りたいと思います。

初めに、北九州ハイツ跡地の活用についてお尋ねいたします。

八幡西区の的場池公園内にある旧北九州ハイツは、設備の老朽化が進み、令和2年1月末をもって閉館しました。閉館後の施設の在り方や利活用について、私はこれまで複数回議会で質問してきました。閉館前に実施した民間事業者へのサウンディング調査でも、残念ながら活用を希望する事業者は現れず、市は令和7年度以降に施設の解体に着手する方針を表明していました。

今年7月には地元の自治会などに向けた説明会が開かれ、令和8年2月から令和9年3月にかけて旧北九州ハイツの本館、センターハウス、プールなどの解体工事が行われることが示されました。長年多くの方に親しまれた施設ですので、近隣住民の中には北九州ハイツで結婚披露宴を行った方も多く、私も毎年消防団員として八幡西消防団の出初表彰伝達式に参加していたことなど、改めて記憶がよみがえってきます。

市民の様々な思い出が刻まれた旧北九州ハイツもいよいよ解体され更地になります。寂しい思いもありますが、この数年間、廃きよとして残っている姿を不安な気持ちで見守っていたのも事実であり、感傷に浸っている時間はありません。解体後、今度は更地のまま時間が過ぎ去

ることがないよう、具体的な活用に向けしっかりと取り組む必要があります。

旧北九州ハイツを含む的場池公園は、都市高速の黒崎インターチェンジからも近く、国道200号と中間引野線の結節点という交通利便性が高い場所に位置し、野球場や体育館、弓道場などの施設も備えた運動公園として多くの市民に親しまれています。また、周辺は閑静な住宅地に囲まれており、この公園は地域住民の健やかで生きがいのある暮らしにも大きく寄与しています。今回解体される旧北九州ハイツの敷地面積は、全て合わせると約1万3,250平方メートルであり、改めてこの跡地が今後どうなるのか、地域の関心の的となっています。

令和6年9月議会でも、跡地活用について民間活力、資金を使ったPark-PFI等を導入し、公園全体を地域住民が集い、収益を生み出せる施設として整備することを提案しましたが、幅広く民間事業者のアイデアを募集するため、マーケットサウンディング調査を行っているとの答弁がありました。今回、Park-PFIの具体的な成功事例として、別府市の春木川公園の整備事例を提案したいと思います。

別府市では、長らく未着手だった公園用地において、民間活力の導入、市の負担なしの方針の下、Park-PFIを活用しました。市民の健康を支える、市民の食を支える、市民の安心を支える、市民の経済活動を支えるといった、既存の公園にはない新たな視点を加えた都市公園の整備を目指し、公園全体の整備、管理運営を担う事業者を公募しました。その結果、令和6年12月7日に供用開始された施設には、1階にスーパーマーケットと駐車場、2階にはジュニアサッカーコートやクラブハウスなどが整備され、市民の利便性向上と地域活性化に大きく貢献しています。

そこで、お尋ねいたします。

この別府市の事例は、住宅地に囲まれ、交通利便性が高く、広大な敷地を持つ北九州ハイツ跡地においても参考になる点が多いと感じています。これまで行われた民間事業者へのサウンディング調査などの結果を踏まえ、北九州ハイツ跡地の活用について現状どのような検討を行っているのか、お聞かせください。

次に、公園愛護会についてお尋ねいたします。

私たちの町のことは私たちの手で。それが住民自治の基本であり、この町をつくってきました。これからの本市の将来を考える上で、持続ある社会をつくっていく上で、住民自治の主体となる自治会・町内会は重要な役割を担っています。そして、地域の身近な公園を守り育ててきた公園愛護会の活動も、市民協働の象徴として大きな役割を果たしています。清掃、花壇づくり、樹木のせん定、そして、除草作業など、日常の維持管理を市民自らが担ってきたことは、公園を単なる公共施設ではなく、地域コミュニティの拠点として育ててきたあかしです。この夏も大変熱い中、愛護会の皆様には地域の公園の維持管理に積極的に取り組んでいただきました。心から御礼申し上げます。

しかし、近年会員の高齢化により、除草をはじめとした肉体的に負担の大きい作業を続ける

ことが困難になるなど、愛護会を取り巻く環境は変化しています。令和元年度には1,184団体まで増加していた愛護会も、令和6年度には1,065団体となり、減少傾向が続いています。

一方で、維持管理の対象となる都市公園は微増となっていますので、結成率はさらに低下し、市が直接維持管理を行う公園の数が増えていくことが予想されます。市はこれまで愛護会への助成制度や用具入れの設置、表彰制度などを通じて活動を支援してきました。しかし、今後さらに高齢化が進むことを考えれば、今までどおりの愛護会活動がどこまで継続できるのかという課題にしっかりと向き合いながら、持続可能な管理体制を構築するため、市が責任を持って活動をサポートしていく姿勢が欠かせません。

そこで、お尋ねいたします。

市として公園愛護会の今後の在り方をどのように考えているのでしょうか。自主的、献身的な市民活動としての課題が様々ある中で、それでもなお1,000を超える団体が制度に賛同し、協力してくださっていることを考えれば、市としては何としても愛護会が持続できるよう支えていくべきです。新たな担い手確保や作業の負担軽減など、各公園によって抱える課題は様々だと思います。縮小傾向が続く現実はどう対応していくつもりなのか、見解をお聞かせください。

最後に、地元企業の人手不足対策についてお尋ねいたします。

我が国は1995年の約8,716万人をピークに生産年齢人口、これは15歳から64歳ですが、減少に転じ、総人口も2008年を境に減少に転じるという、歴史上経験したことのない人口減少社会に直面しています。総務省の国勢調査によれば、2010年の総人口約1億2,806万人、生産年齢人口約8,103万人に対し、2020年には総人口約1億2,615万人、生産年齢人口約7,509万人と、10年間で総人口約191万人、生産年齢人口に至っては約594万人も減少しており、今年行われる国勢調査でもこの減少傾向は避けられないものと予想しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口、これは令和5年推計によると、生産年齢人口は2030年には7,076万人、2060年には2020年の7割以下となる5,078万人にまで減少すると見込まれています。このままでは日本の労働力人口は急激に少なくなることが確実です。

人口の将来推計は変数が少ないため、専門家や研究機関による予測が大きく外れることはないと言われています。そのため、生産年齢人口の激減により、各産業分野での人手不足によって経済成長が抑制され、後継者不足にも陥り、社会が活力を失うことが懸念されます。これらは生産活動だけでなく、地域コミュニティー、消費、文化、社会保障など、社会のあらゆる場面において悪影響をもたらす要因となります。

こうした人手不足の課題に対し、政府は一億総活躍社会の実現や働き方改革を掲げ、まずは女性や高齢者がそれぞれのライフスタイルに合った働き方ができるよう選択肢を広げようとしています。加えて、外国人材の受入れやAIの推進を進めることで、働き手の減少を補う政策や制度の整備、事業化が進められています。

生産年齢人口の減少は、北九州市内の中小企業の人手不足にも大きく影響しています。前回の国勢調査の結果によると、北九州市においても生産年齢人口は2010年の約59万9,000人から2020年には約50万3,800人と、10年間で約9万5,000人減少しています。さらに、2045年には約39万5,000人になるとの将来推計が示されており、2010年比で約20万4,000人の減少、率にして約34.1%もの減少が予想されていることになります。

こうした状況下で、政府も進めている外国人材の活用は喫緊の課題であり、その必要性は日に日に高まっています。しかしながら、外国人材の受入れは単なる労働力確保の問題にとどまらず、社会制度や文化、そして、地域社会との調和といった多岐にわたる側面を考慮した上で、慎重かつ戦略的に進める必要があります。

今年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025においても、出入国在留関係の審査、管理強化による不法滞在や不正の防止、育成就労制度及び特定技能制度の体制整備による人材育成と就労支援の強化、外国運転免許から日本免許への切替え手続の厳格化、税や社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正利用など、海外活力の積極的な取り込みと、外国人との秩序ある共生社会の実現を目指す方針が示されています。

私自身、無計画に外国人材を呼び込むことには慎重な立場です。しかし、北九州市が今後も持続的な経済活動を維持し、発展していくためには、人材不足に苦しむ企業、特にその多くを占める中小企業が事業を継続できるよう、企業の実情やニーズに応じ、外国人材の活用を戦略的にサポートしていくことが重要だと考えます。

北九州市の令和6年度雇用動向調査によると、人材不足に悩む企業は実に62.1%に上ります。しかし、実際に外国人材を採用している事業所は22.1%にとどまっており、さらに、雇用していない事業所で外国人材の採用を希望する事業所は11.1%にとどまっています。これは、人材不足に直面していながらも、外国人材の活用に対する関心や情報が広がっておらず、実際の採用に結びついていない実態を示しているものと捉えています。

一方で、実際に外国人材を雇用している企業の方々からは、外国人材を高く評価していたり、今後の採用に前向きな意見も聞こえてくることから、人材不足に悩む中小企業の解決策の一つとして、今後本市においても外国人材のニーズが増えていくものと考えています。

そこで、お尋ねいたします。

このような状況も踏まえ、人材不足に悩む中小企業が外国人材を採用したいと思えるような外国人就業支援の施策が重要になると考えますが、見解をお聞かせください。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目3つ目の地元企業の人手不足対策について、中小企業が外国人材を採用したいと思えるような外国人就業支援の施策についてお尋ねがございました。

中小企業は生産年齢人口の減少などから人手不足が続いており、地域経済を支える中小企業

の人材確保は喫緊の課題であると認識をしております。

北九州市におきましては、北九州市産業振興未来戦略に基づきまして、人手不足の解消に向けては、まず、働く人を増やす観点から、1つに、若者の地元就職、U・Iターンの促進、2つ目に、女性やシニア、外国人など多様な人材の就業支援、3つ目に、兼業・副業支援などを行うとともに、次に、少ない人数で効率的に仕事を行う観点から、4つ目に、ロボット、DX導入支援など多角的な視点で対策に取り組んでいるところでございます。

議員から御指摘いただきました外国人につきましては、令和6年度雇用動向調査によりますと、市内企業における外国人の採用に踏み切れない理由としましては、1つに、職場内での円滑なコミュニケーションが図れるか不安がある、38.7%、2つ目に、慣習や文化の違いなどから職場内の規律を保持できるか自信がない、24.6%などが掲げられておりまして、外国人の採用について不安を感じている企業が多いことがうかがわれます。

外国人の採用を検討している中小企業の抱える不安を解消するために、北九州市は令和2年6月に外国人材就業サポートセンターを設置いたしまして、外国人社員のためのビジネスマナー研修、企業向け専門相談や外国人材活用セミナー、留学生向けの市内企業就職説明会などを実施しているところであります。

また、高度人材につきましては、タイの大学と連携をした国際インターンシップ事業を実施しており、これまで40名が地元中小企業に就職を決めております。来年度からは同様の取組を台湾の台北科技大学とも始めることとしております。

北九州市では、今年6月から商工会議所や民間企業等と連携をいたしまして、人手不足対策を検討、実施することを目的に人材不足を乗り越える官民対話テーブルを開催しております。その中で、外国人材の活躍につきましては、企業の付加価値向上の観点から、高度外国人材を採用すべき、外国人の求職者に就職支援施策や求人情報が十分に届いていないなどの御意見もいただいたところでございます。これらの議論を踏まえまして、外国人雇用に関する施策も検討する必要があると考えております。

一方で、外国人材の受入れに対しましては、不安を抱かれる市民の方も一定数おられることから、そうした市民の皆様の不安に寄り添っていくことも必要でございます。こうしたことから、国では法務大臣が主催する外国人の受入れの基本的な在り方に関する勉強会におきまして、労働力確保や産業政策の観点にとどまらず、地域社会における生活者の視点や治安維持など多角的な観点から、今後の外国人の受入れの在り方について、今後検討が進められることになったものと承知しております。

外国人を含む全ての人々の活躍は北九州市の持続的な発展につながるものであるため、引き続き国の動向を注視しつつ、市民の皆様の声に寄り添いながら、誰もが安心して共に暮らせる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）大項目1つ目の北九州ハイツの跡地の活用について、サウンディング調査の結果を踏まえ、北九州ハイツの跡地活用について検討状況を伺うという御質問にお答えいたします。

北九州ハイツは、令和4年度中に解体工事に着手し、令和8年度末に工事は完了する予定でございます。これまで北九州市におきましては、この北九州ハイツ跡地の活用については、民間のノウハウや資金を活用する方針の下、これまでマーケットサウンディング調査を行ってまいりました。また、今年6月にも金融機関主催のPPP・PFIセミナーに参加し、不動産デベロッパーや商業施設運営者、金融機関といった様々な事業者の方々と跡地活用について意見交換を行ったところでございます。

こうした様々な対話を通じて民間事業者からは、この跡地は幹線道路からの視認性が低く、飲食店など集客施設の立地は難しい、用途地域が第一種低層住居専用地域であり、現状では原則低層住宅以外に建物が建設できないといった課題が挙げられております。一方、跡地周辺には野球場や体育館をはじめとするスポーツ施設があり、年間10万人以上の利用者がいること、上下水道や電気などの既存インフラを活用でき、初期投資が抑えられるといった点は評価をいただいております。

このため北九州市としましては、評価をいただいたスポーツ施設を生かした跡地活用について、民間活力の導入、PPP・PFIによる事業化の可能性を高めるため、引き続き民間事業者との対話を重ねているところでございます。今後も民間の知見や提案を十分に把握しつつ、事業の実現性や採算性を慎重に検討していきたいと考えております。

なお、議員御提案の別府市における春木川公園の整備事例につきましては、行政が費用を支出することなく事業が実施できた点など、今後研究していきたいと考えております。

北九州市としましては、こうした他都市の事例も参考にしながら、北九州ハイツの解体が完了する令和8年度末を待たずに、できるだけ早く公民連携による跡地活用の方向性を示せるよう取り組んでまいります。以上でございます。

失礼しました。北九州ハイツは令和4年度中にと発言しましたが、正しくは令和7年度中でございます。失礼しました。

○議長（中村義雄君）都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君）最後に、大項目の2番目、公園愛護会について、公園愛護会の在り方をどのように考えているのか、縮小傾向に今後どのように対応していくのかとのお尋ねに御答弁申し上げます。

公園愛護会は、地域住民が主体となりまして、公園の清掃などの活動を行っている団体であります。令和6年度末時点におきましては、都市公園1,719か所のうち地域に身近な公園を中心に1,065団体が結成されております。これら愛護会の日頃からの丁寧な活動によりまして、

公園が美しい状態に保たれ、地域の憩いの場としての維持に大きく寄与していることに、この場をお借りいたしまして心よりお礼を申し上げます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、会員の高齢化や減少により、活動の継続が困難になりつつあるという課題に直面していると認識しております。そのため、既存愛護会の存続や新たな団体が参加しやすくなるよう、1つには清掃回数の軽減、2つには必要人数の緩和など、結成に必要な要件を段階的に見直してまいりました。また、公園を再整備する際には、公園愛護会をはじめ地域の方々の声を聞きながら、ベンチの周りやフェンスの下部などに雑草の生えにくい舗装を行うなど、愛護会活動の負担軽減の工夫を行ってまいりました。

愛護会の活動は市民の皆様が利用する公園の美化だけでなく、活動そのものが地域コミュニティの形成に大きく寄与しております。今後も地域と行政が連携し、持続可能な体制づくりが必要と考えております。そこで、減少傾向が続く愛護会につきましては、その実態や課題を把握するため、今年度からアンケート調査に着手しているところでございます。その結果を分析し、今後も愛護会活動を継続できるよう、参加しやすい仕組みづくりや活動への関心を高める方法など、課題を解決するためにどのような支援ができるか検討してまいりたいと考えております。

地域に身近な公園は大切な憩いの場でございます。その良好な環境を守ってきた公園愛護会の皆さんは地域の誇りでございます。これまでの活動に改めて感謝を申し上げるとともに、今後も地域の声に寄り添いながら、愛護会活動が継続しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）6番 宮崎議員。

○6番（宮崎吉輝君）御答弁ありがとうございます。

それでは、質問と要望をしたいと思います。順番に行きたいと思います。

まず、北九州ハイツからです。御答弁ありがとうございます。別府市の春木川パーク、私も先日見に行っていました。土曜日ということでもあって、サッカー場では子供たちが暑い中ですがサッカーを楽しんでいる姿を拝見してきました。

この別府の春木川公園も国道10号に面していますが、長い間未着手で、なかなか手がつかなかった場所だと聞いております。別府市としても民間事業者と対話を重ねて、事業の採算性、市場性を高めるためのアイデアをいろいろ聞きながら、知恵を工夫しながら、先ほど言いましたように4つの視点を持って、特にこの都市公園に経済性というものを、別府市の経済を支えるということも一つのテーマとして、スポーツ、スーパー等と一緒に合わせた複合施設が出来上がっていました。非常にいい事例だなと思ったので、今回紹介させていただきました。

先ほど局長おっしゃったように、事業者との意見交換これまでも重ねていただいております。また引き続きということでもあります。1つ、金融機関との協議の中で視認性が悪いと。御存じのように北九州ハイツの入り口すごく狭いんですよね、国道に面していますが、狭い。す

ぐ隣に大きな池があります。池の下側、堤防の下の家の方々からしたら、もうこの池は必要ないんじゃないんですかという声も出ております。

この池を全部潰してとは申しませんが、一部この池を埋め立てて活用して、出入口の間口を広くすれば、この北九州ハイツ跡の敷地は少し、民間事業者にとって事業採算性の合うような土地になるのではないかなというふうな思いもございます。ぜひその池の一部活用等も含めて、何とか北九州ハイツ跡地、的場池公園全体の魅力向上に取り組んでいただきたいと要望したいと思います。

それから、愛護会ですが、自治会・町内会やごみステーション、地域猫、それから、防犯灯の管理など、私は地域課題これまでもいろいろ質問してきましたが、愛護会も大事な存在で、守っていかなければなりません。今アンケート等やっていくということで、声を聞いてほしいと思いますが、私の地元では、やはり草は刈るけども、刈った後の草をボランティア袋に詰めると、これも本当にいつも何十袋となるんですが、この作業が本当にきついという声があります。こういったボランティア袋に詰める作業の軽減、つまりどこか1か所に草を集めていけば、翌日なり持っていってもらえる、そういったことができないかなというふうな思いもあります。ぜひ負担軽減に取り組んでほしいと思います。

一方で、愛護会が減っているのも事実で、管理しなければいけない公園の面積が増えています。そして、物価も上がっています。労務単価もこの5年で14%ぐらい上がっています。こういった中で実は北九州市の除草経費はほとんど横ばいなんですよね。こういった中では、しっかりと安定した維持管理ができないのではないかと考えております。しっかりと来年度以降、この除草経費、予算をつけていただきたいと思いますと思いますが、財政局長の意見をお伺いしたいと思います。

○議長（中村義雄君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）担当局において現状をしっかりと把握いただいて、その中でしっかりと協議させていただきたいと思います。

○議長（中村義雄君）6番 宮崎議員。

○6番（宮崎吉輝君）ありがとうございます。しっかりと現場の声を聞いていただいて、必要な予算をつけてほしいと思います。

それから、地元企業、人手不足に悩んでおります。先ほど市長からも答弁いただきましたように、外国人材含め取り組んでいただきたいと思います。

○議長（中村義雄君）時間になりました。

○6番（宮崎吉輝君）以上で終わります。

○議長（中村義雄君）進行いたします。25番 松岡議員。

（議長退席、副議長着席）

○25番（松岡裕一郎君）皆様こんにちは。公明党の松岡裕一郎です。会派を代表して一般質問

させていただきます。質問が多岐にわたるため、早速始めさせていただきます。

初めに、経済政策についてお伺いします。

本市の負債額1,000万円以上の企業の倒産件数は、令和6年度の4月から7月は30件、令和7年度の4月から7月は43件と、前年比で約43%も増加しております。私のヒアリングベースでも、中小企業などの倒産件数が多いと感じております。本市は、令和6年度の企業誘致数や投資額が過去最高となったものの、設備投資が進むことによる人員の合理化といった雇用の減少要因や、物価高、人手不足などによる倒産件数の増、米国によるトランプ関税の影響などマイナス要因があります。本市経済を冷え込ませないため、また、北九州市産業振興未来戦略に掲げる10年以内に市内総生産4兆円を達成するためにも様々な経済政策が急がれます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目に、倒産件数の増加に対応するための中小企業支援策についてお伺いします。

10年以内に市内総生産4兆円を達成するためには、企業誘致をさらに続けるとともに、中小企業の倒産件数の増加を抑え、市内企業の9割を超える中小企業を支えることが、本市の市内総生産を上げることにつながると考えます。2月補正予算に計上された物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金は、5月時点で予算額に達してしまい、募集を終了しましたが、これに続く補正予算として今回5,000万円が計上されました。

そこで、この事業等を通じた倒産件数の増加に対応するための中小企業支援策の強化についてどのようにお考えか、本市の倒産件数の現状に対する市のお考えも含め、お伺いいたします。

2点目に、物価高を超える賃金上昇の政策についてお伺いします。

公明党は、中小企業・小規模事業者の賃上げこそが経済対策の柱と定めており、政府も中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画を取りまとめ、官民合わせた約60兆円を投資し、持続的な賃上げに取り組むこととしています。

そのような中、8月14日に赤沢経済再生担当大臣が福岡県庁を訪れ、服部知事と意見交換し、最低賃金の引上げについて福岡県が全国のけん引役を担ってほしいとの異例の働きかけがあったと報道がありました。

そこで、武内市長自らが北九州市の行政トップとして、大企業や中小企業に賃金のベースアップに努めていただくよう要請するとともに、賃金を上げるに上げられない中小企業に対して減税政策や生産性向上に向けた国の施策を紹介するとともに、本市独自の賃上げ補助をするなど、物価高を超える賃金上昇に向けてあらゆる面で施策を充実すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

3点目に、人材マッチングの仲介役となる地域金融機関との連携についてお伺いいたします。

現在の企業の倒産の原因の一つである人手不足は、専門的なスキルや経験を持った人材不足

によるものが大きい要因ともされています。一方、地域金融機関は、最近では言わば企業のコンサルタント業務を行っており、経営状況や事業内容など幅広い情報を持っているため、定年や退職などの人事情報についても豊富に持っている場合があります。金融庁は2018年から地域金融機関が企業と企業をつなぎ人材のマッチングを行うことを認め、経営課題の抽出や分析、人材の選定、採用、フォローアップなど継続支援を行い、人材の仲介役としての役割を担う取組を進めています。

そのような中、本市では副業・兼業マッチング支援事業として、民間受託事業を窓口としながら、地域金融機関と連携して企業間のプロフェッショナル人材の採用を行っているとお聞きしています。

そこで、令和6年度から開始した副業・兼業マッチング支援事業の成果について、また、人材マッチングの仲介役となる地域金融機関とのさらなる連携について検討できないか、見解をお伺いいたします。

次に、都市間競争に勝ち抜く大規模会議場の整備についてお伺いします。

国際会議協会、I C C Aの厳しい基準で認定された会議だけでも、発表によりますと本市において2024年に開催された国際会議の件数は15件、参加延べ人数は7,951人で、国内都市別ランキングで過去最高の6位、市内経済波及効果は97億円、国内経済波及効果は270億円となりました。名古屋市や横浜市を抜き、東京、京都、大阪、札幌、福岡に次ぐ6位は快挙であり、これまで本市の北九州観光コンベンション協会が中心となり、大学や学会、協会とのきめ細かいネットワークの構築と情報の収集、主催者に寄り添った伴走型支援の実施、魅力的なユニークベニユーの開発の成果だと高く評価申し上げます。今後も多くの国際会議を誘致することで、都市としての発信力が高まるものと私も期待しております。

そのような中、市の各局、区長等が経営者目線で自律的な改革の方針を定めるX方針において、都市ブランド創造局の課題に対する取組として次のようなことが挙げられています。老朽化している文化、スポーツ、観光施設の在り方検討に当たっては、単に施設の集約や統廃合に係る議論だけでなく、厳しい都市間競争に勝ち抜き、基本構想に掲げる稼げる町や彩りある町の実現に向けて、J R小倉駅周辺など利便性の高いエリアへの移転や、高機能かつ多機能化された施設への建て替えなどについても議論し、北九州市公共施設マネジメント実行計画を基本としながら連携し、必要に応じて見直しを検討するとあります。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、北九州国際会議場は1990年に開設し、築35年が経過して老朽化が目立ってきております。そのような中、近隣の福岡市の国際会議場は、2024年5月までに既に大規模な改修工事を終えており、今後は福岡国際センターの老朽化対策の改修工事も2026年から2027年にかけて行われる予定です。ほかにも、名古屋市国際会議場や仙台国際センターでも改修工事が行われており、他都市では国際会議場の改修、設備の最新化が計画的に進められています。

国際会議の誘致の特徴として、学術会議や大規模会議は数年単位で誘致活動が行われており、計画的に行わなければ誘致に失敗してしまいます。このまま北九州国際会議場の老朽化対策が進まなければ計画的な誘致活動を行うことができず、都市間競争に負け、誘致件数が大幅に減少するのではないかと大変に危惧をしております。近隣都市では新規のMICE施設が相次いで開業しており、北九州国際会議場は施設、機能の両面において不利な状況になってきております。

そこで、都市間競争に勝ち抜き、稼げる町を実現するためにも、速やかに北九州国際会議場の大規模改修を計画し、実施すべきと考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

2点目に、本市において2,000人規模の音楽・コンサート施設として長年親しまれてきた北九州ソレイユホールは、築40年が経過し、改修に向けた調査のため本年4月から休館しております。代替となる文化施設として北九州芸術劇場の大ホールがありますが、1,269席と観客席数不足と言われており、商業ベースで興行的に成功を収めるには、席数が少なくとも2,000人を超える規模でなければならないと興行関係者からお聞きしております。

そこで、稼げる町の実現に向けて、2,000人規模の音楽・コンサート施設の必要性についてどのようにお考えか、また、今後の都市間競争に勝ち抜くために、そのような規模の会場整備計画について検討を進めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

次に、部活動の地域展開についてお伺いします。

本市の教育現場において、少子化により野球部やサッカー部など複数の人数が必要な部活動では、1つの学校だけでの部活動運営が困難になってきている現状があり、令和4年に示された国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、令和9年9月から休日の学校部活動は地域クラブ活動へ完全移行することとしています。本市の子供たちが将来にわたって不安なく継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ環境づくりに私も力を尽くしてまいりたいと思っております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、部活動の地域展開における相談体制の強化と問題発生時の解決についてお伺いします。

どこまでも生徒のことを考えるのであれば、部活動の地域展開はコーディネーターの配置を手厚くするとともに、生徒や保護者が要望などを気軽に相談できる窓口をできるだけ整備すべきと考えます。また、今後万一部活動の地域展開の中で、重大ないじめ案件や地域指導者からのパワハラ、保護者間のトラブル等々が発生した場合には、子供たちのために教育委員会がスピード感を持って問題解決に取り組んでいくべきと考えますが、これらの点について本市の見解をお伺いします。

2点目に、生活困窮世帯に対する経済的配慮の検討についてお伺いいたします。

今回の部活動の地域展開については、受益者負担の考えの下に保護者に負担を求めることになり、月3,000円をめどに月謝が発生するものとお聞きしています。しかし、生活困窮世帯の生徒が経済的理由から部活動を制限されることがないように配慮が必要と考えます。

そこで、生活困窮世帯に対して経済的支援や配慮を検討していただきたいと思います。見解をお伺いします。

次に、熱中症対策としての新たな補助金制度等の創設についてお伺いします。

近年の気候変動や異常気象のため、今年度も全国的に観測史上最高の気温、暑さが報告されており、市民センターや民間施設、調剤薬局などのクーリングシェルターとしての指定や、不要不急な外出を控えるなどといった様々な熱中症対策が行われております。夏場の市民の命を守るため、今後も新たな熱中症対策に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、市内の各地域では市営住宅の集会所や類似公民館、つどいの家などを拠点として地域の会合や高齢者のサロン活動など様々なコミュニティー活動が行われていますが、夏場や冬場の活動の際には冷暖房のエアコンが欠かせません。そのような中、現在本市では類似公民館やつどいの家、年長者いこいの家ではエアコンの新設や更新等に対する補助金がありますが、市営住宅の集会所については市による支援がなく、住民の方々が自分たちで対応するしかありません。市営住宅においても住民同士の交流やコミュニティー活動の促進は大変重要です。

そこで、市営住宅の集会所について、市の支援でエアコンの新設や修理、更新を行っていただきたいと思います。見解をお伺いします。

2点目に、夏のイベント開催時などにおけるミスト設置推進についてお伺いします。

令和7年2月議会の公明党立山議員の、夏場でも公園で遊べるようにミストなどを設置できないかとの質問に対し、ミストは風や湿度、設置場所などにより効果が左右されることに加え、設置費や光熱水費、メンテナンスなどのランニングコストも必要なため慎重に研究すると回答がありましたが、本市では過去に平成21年度から平成23年度において、ミスト冷却装置をJR小倉駅や勝山橋などに設置し、環境測定をした結果、気温が最大で2.7度、平均で1.6度低下したという実証実験や、平成23年度から平成25年度までミスト冷却装置の普及促進の相談窓口を設置したといった実績があります。

また、令和2年に環境省が改定した夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020でも、イベント会場での暑さを軽減するための施設を整備することも重要として、ミストの設置などが挙げられています。現在行われている大阪万博においても暑さ対策としてミストが設置されています。近年の暑さは、体温と同じ程度の気温になるなど異常な暑さであり、やはりミストシャワーの設置などの対策は重要であるものと考えます。

そこで、本市では現在北九州市熱中症対策推進連絡会議を組織し、各局が連携して実効性の

高い熱中症対策を実施することで、市民の熱中症被害の抑制を図るように取り組まれていると思いますが、この連絡会議を通じて市役所内の各部局に改めてミスト設置の有効性や重要性について周知していただくとともに、特にイベントを所管する部局に対し、イベント開催時の熱中症対策としてミスト設置に積極的に取り組むことや、イベント主催者への支援を行うことを周知啓発していただきたいと思いますと思いますが、見解をお伺いします。

次に、本市のアパレル・服飾産業への支援と魅力発信についてお伺いします。

コロナ禍において本市のアパレル・服飾業界は、外出自粛や催事の減少などの影響を受け、多大な経済的損失を招きました。コロナ後も、ファストファッションやハイブランドなどの言葉に表されるような低価格と高価格の二極化、EC、Eコマースと呼ばれるインターネット販売の増加など、アパレル・服飾業界を取り巻く環境の変化は進み、また、かつての大量生産、大量消費、大量廃棄などの環境負荷の大きなファッションではなく、持続可能なサステナブルなファッションが求められるような時代になってきております。

一方、本市のアパレル・服飾産業は、小倉織、成人式におけるファッションや地元老舗の紳士服、オーダーメイドによる手縫い服、女性婦人服専門店などを営む方々などがいらっしゃいますが、先ほど述べたように、取り巻く環境の変化により、アパレル・服飾業界の厳しさが増していると業界の方々よりお聞きしております。私は、アパレル・服飾産業の方々への支援や魅力を発信することが稼げる町の実現のために必要であり、さらなる支援と魅力発信のための取組が必要ではないかと考えます。

そのような中、福岡県においては福岡県産業デザイン協議会があり、販路開拓支援として展示会共同出展、クラウドファンディング支援などを行っており、一定の成果を上げているとお聞きしています。

そこで、お伺いします。

本市が中心となり、北九州市内のアパレル・服飾業界の様々な方々や、服飾専攻や被服科を持つ学校やデザイナーなどにも協力を呼びかけて産官学による協議体をつくり、本市のアパレル・服飾産業への支援や魅力発信がさらにできないかと考えますが、見解をお伺いします。

最後に、大規模公園等のトイレの改善についてお伺いします。

様々な市民相談を受ける中で、市内の各施設にあるトイレについて御相談を受けることが多くあります。ある小さなお子様をお持ちの女性の方からは、門司区のめかり公園下、塩水プール付近のトイレは男女で分かれておらず、薄暗くて汚い。めかり公園の山頂遊戯広場のトイレは狭く、女性用と男性用が1つずつしかない。長野緑地のトイレは4か所あるが、利用者数が多いためいつも汚れている、多目的トイレはあるが、一般のところにもベビーチェアがあるとうれしい。勝山公園のトイレは、設備はしっかりしているが、昼間でも薄暗いため怖いとの声をいただきました。

また、別のある方からは、公共施設のトイレは和式が多く、洋式化を進めてほしい。便座が

冷たく座りづらいので暖房便座つきの洋式トイレを整備してほしいとの声、さらに、別のある男性からは、北九州市の公共施設で衛生管理の講習を受けたが、その施設は和式トイレだった。衛生管理を求めるならウォシュレットつき洋式トイレを入れるべきではないか。とても違和感を持ったとの声をいただくなど、様々な声が届いています。私は、これらのトイレについて順次改修して改善すべきと考えますし、トイレ環境の改善に向けた検討を進めるべきと考えます。

そのような中、今年度の予算で、女性目線の快適なトイレ空間の整備500万円が計上されました。勝山公園のトイレについて改善に向けた意見を集約し、今年度は実施設計まで行おうとお聞きしています。女性にも安心、快適にトイレを利用していただくための大変すばらしい取組であると感じていますが、市内には勝山公園のほかにも多数の大規模公園などがあり、他の公園についてもぜひこの取組を広げていただきたいと考えます。

そこで、お伺いします。

地元企業のTOTO株式会社による短期間で和式トイレを洋式トイレに変更できるような新工法を使った施工方法の検討や、国土交通省の公共施設トイレの女性トイレ増設方針を参考にしつつ、今年度の女性目線の快適なトイレ空間の整備の予算を拡充し、意見集約を進めながら、市内大規模公園等のトイレを一つ一つ計画的に時代に合った改善、整備をしていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で私の第1質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、大項目1つ目、経済政策につきまして、市長自ら大企業、中小企業に賃金のベースアップを要請、国の施策紹介、独自の賃上げ補助などを行うべきとのことのお尋ねがございました。

市内企業の99%を占める中小企業の賃上げは、働く方々の所得向上のみならず、地域における消費拡大や、企業の成長を支える人材確保にもつながるとともに、国が掲げる賃金と物価の好循環という経済政策の方向性にも寄与するものであり、北九州市の新ビジョンに掲げる稼げる町の実現に向けて大変重要な政策課題と捉えております。

一方で、北九州商工会議所の調査によりますと、市内企業の賃上げ状況は33年ぶりの高水準となりましたが、人件費の上昇によりまして、経営が苦しいと訴える経営者は令和7年の調査では約5割を占め、令和4年と比べて倍増しております。私自身も賃上げができるような環境をつくるために、米国関税措置に係る官民円卓会議や、人材不足を乗り越える官民対話テーブルなどの様々な場面におきまして、賃上げによる経済の好循環をつくることの重要性を訴えるとともに、賃金上昇により経営に苦しんでおられる中小企業の皆様の切実な声を聞くなど、意見交換をさせていただいており、今後もこうした場においてコミュニケーションを取ってまいりたいと考えております。

北九州市といたしましては、中小企業の賃上げに向けては、まず、企業の稼ぐ力を高め、賃上げの原資をしっかりと確保していく必要があると考えております。このため、適正な価格転嫁、生産性の向上、付加価値の向上の3つの視点で支援していきたいと考えています。

具体的には、適正な価格転嫁につきましては、発注企業が望ましい取引慣行の遵守を宣言するパートナーシップ構築宣言の拡大や推進、国が行う価格交渉促進月間に合わせた企業に対する働きかけの強化、生産性の向上につきましては、賃上げと生産性向上のための設備投資を行った中小企業に対する補助や固定資産税の軽減、付加価値の向上につきましては、専門家派遣によるブランディングや市場ニーズに基づいた製品開発の伴走支援などを行っております。

また、これらの取組の周知に当たりましては、様々な国の施策と併せまして、広報紙やホームページ、メルマガ配信等を通じまして広く発信をするとともに、中小企業団体の会合や経営者向けの各種セミナーなどを通じた啓発を行っており、今後も継続、充実させていきたいと考えております。

さらに、中小企業の厳しい経営環境に対応するため、9月補正予算案では、中小企業に対する生産性向上を支援する補助金の追加計上、賃上げと生産性向上のための設備投資を行った中小企業に対する補助の拡充、賃上げ関連の国の助成金や税制優遇の活用を促すための新たなサポートセンターの設置など、支援を強化することといたしております。

北九州市といたしましては、中小企業の稼ぐ力を高めていくという基本的な考えの下、あらゆる施策を総動員することで、中小企業の成長と働く方々の所得の向上、この好循環を目指してまいります。

次に、大項目6つ目、大規模公園等のトイレの改善につきまして、女性目線の快適なトイレ空間の整備の予算拡充、計画的な改善、こういったお尋ねがございました。

北九州市では、女性にコンフォートなまちづくりを推進しており、大規模公園等における女性目線に立ったトイレ環境の整備は大切な施策の一つであると認識をしております。国におきましても、女性トイレの利用環境の改善に向けて取り組む方針が示されているところでもございます。

現在、北九州市内には1,719か所の都市公園がございます。このうち大規模な公園には利便性を考慮し、複数箇所のトイレを整備しております。議員御指摘のとおり、これらの公園トイレにつきましては、誰もが安心して利用できることが大切なポイントであり、明るさや安全性への不安、和式便器の使い勝手の悪さなど、多くの市民の皆様から改善要望をいただいていることは承知しております。

このため、これまで公園のトイレにおきましては、1つに、センサー交換などの修繕やLED照明への改修などによる明るさの改善、2つ目に、立地や利用状況に応じた清掃回数の見直し、3つ目に、和式から洋式便器への計画的な改修などを行ってきたところでございます。

さらに、令和7年度からは新たに女性目線の快適なトイレ空間の整備に取り組むこととして

おります。まずは、利用者である女性の皆様の声を伺うため、民間企業や指定管理者、市役所の女性職員が参加をする意見交換会を8月までに2回実施しました。こうした女性目線の御意見を参考に、まずは勝山公園におきまして、安心、快適なトイレ環境の実現を目指し実施設計を進めてまいります。

他方、公園トイレの建て替えには大規模な男女別トイレで5,000～6,000万円、小規模な共用型でも2,000万円を超える多額の整備費用を要する状況にもございます。このため、大規模公園等のトイレの改善、整備につきましては、国が現在進めている方針にも注視しつつ、勝山公園の取組をモデルとして導入可能な知見や技術を蓄積し、建て替えを進める中で取り入れてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、引き続き市民の皆様の御意見を伺いながら、限られた財源を有効活用して計画的に改善を進め、女性目線を大切に、そして、全ての利用者の皆様にとって快適で安心できる公園の利用環境の実現に努めてまいります。以上となります。残りは担当局長等からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君） 産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君） 大項目1番目の経済政策についての残りの2つの御質問、それから、大項目5番目のアパレル・服飾産業への支援、この3つの質問について順次お答えいたします。

まず、経済政策についてのうち、倒産対策についてお答えいたします。

市内企業の99%、従業員数の約8割を占める中小企業は地域経済の要であり、中小企業が廃業することなく持続的に成長していくことは、北九州市の発展にとって大変重要な政策課題であると考えております。ここ数年の倒産状況は、コロナ禍時には各種支援策もあり、低水準となりましたが、現在は増加傾向にございます。令和7年の中小企業白書によれば、倒産の要因として人手不足や物価高が増加しているとのことであります。

こうしたことから、北九州市としましては、倒産防止に向けた基本的な考え方としまして、物価高などによるコスト増を分かち合う適正な価格転嫁、生産性の向上、付加価値の向上により、中小企業の稼ぐ力を高めることが重要であると考えております。このことにより、物価高であっても利益を確保することや、賃上げ原資の確保による人手不足の解消につながると考えております。

御質問の物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金事業につきましては、厳しい経営環境に直面する中小企業に対しまして、1つには、デジタル化等による効率化や高収益化、2つには、新商品、新サービスの開発、3つには、市場調査や販路開拓など、稼ぐ力を高めるために御活用いただくものと考えております。このほか、賃上げと生産性向上のための設備投資を行った中小企業に対する補助なども、併せてこの9月議会で補正予算に計上させていただいております。

このように、北九州市としましては時期を逃さず適切に支援策を講じることで、厳しい経営環境に直面する中小・小規模事業者の廃業を抑制し、持続的に成長するよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

続きまして、副業・兼業マッチング支援事業の成果、人材マッチングの仲介役となる地域金融機関とのさらなる連携についてお答えいたします。

北九州市の経済を支える中小企業の人材確保は、地域の活性化や持続的な発展のため大変重要な課題であると認識しております。北九州市が毎年実施している雇用動向調査では、求職者が希望する条件を提示できないことなどを理由に、従業員が不足していると回答した企業は全体の6割を超えてございます。また、現状の労働市場は売手市場でありまして、北九州市としては、人材不足の解消に向けては、生産性の向上、女性、シニアなどの多様な人材の活躍に加えまして、副業・兼業人材の活用も進める必要があると考えております。

しかしながら、市内企業における副業・兼業の状況は、副業解禁率では全国平均70.6%に対しまして、北九州市では35%、副業人材の受入れ率では全国平均37.7%に対しまして、北九州市は26.8%でありまして、柔軟で多様な人材活用において課題があると考えております。

これらの課題に対応するため、官と民、双方の努力が必要だと考えておりまして、北九州市としては、令和6年度から新たに副業・兼業マッチング支援事業を始めたところです。この事業では、1つには、外部人材の活用と、従業員の副業を促すための経営層向けセミナーの開催、2つには、外部人材を活用するために、経営課題を整理する個別コンサルティングの実施、3つ目には、中小企業と副業・兼業人材をつなぐ民間プラットフォームの活用などによりまして、32件の副業・兼業のマッチングにつながりました。

この結果、中小企業の経営者の皆様からは、1つには、日常の業務が忙しく、取り組めていなかった経営方針などの策定に着手できた、2つ目には、従業員の副業を通じた新たなスキルの獲得が経営課題の解決につながったなどの声をいただいております、一定の成果を上げていると考えております。

議員御提案の地域金融機関が仲介役となり、人材をマッチングする国の取組は、令和6年度で全国で178件の実績となっております。地域金融機関は、経営課題を解決するノウハウやネットワークを持っていることから、今後国の事業も参考にしながら、どのような連携ができるのか検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大項目5番目ですが、アパレル・服飾産業への支援についてお答えいたします。

小倉織や、二十歳の記念式典でのいわゆるど派手衣装をはじめとする北九州市におけるアパレル・服飾産業の成長は、単なる産業振興にとどまらず、町のブランド力や市民の誇りを生む基盤にもなると考えております。一方で、地域のアパレル・服飾業界は、ファストファッションなどグローバルブランドの全国展開や、ネット販売の拡大などに大きな影響を受けておりま

して、厳しい経営状況に置かれていることは認識しております。

北九州市としましては、このような状況の変化に適切に対応するため、アパレル・服飾事業者に活用いただけるよう、例えば資金繰りや補助金活用などに関する経営相談、業務改善やデジタル活用などの生産性向上支援、海外展開に向けた市場調査や海外見本市への出展などの販路拡大支援、着物文化に対する関心の高い国に向けたECサイトの構築など、幅広い支援に取り組んでおります。

また、魅力発信につきましては、TGC北九州における地域ブランドの発信、北九州空港でのファッションショー開催、北九州市役所の、私どもの着る作業服への小倉織デザインの採用など、市内外に向けて発信力を高めているところでございます。

議員お尋ねの協議会設立についてでございますが、今直ちに新たな協議会を設けるということではなく、まずは北九州市としてはアパレル・服飾事業者から課題やニーズを聞くところから始めたいと考えております。その上で、市内服飾企業も参画しております福岡県産業デザイン協議会との連携を強化するなど、実効性の高い施策を検討、実施することで、アパレル・服飾産業の振興につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）続きまして、大項目2番目、都市間競争に勝ち抜く大規模会議場の整備についての2つの御質問に順次御答弁いたします。

最初に、稼げる町を実現するため、速やかに北九州国際会議場の大規模改修を実施すべきではとの御質問でございます。

国際会議場や展示会をはじめとするMICEは、国内外から多くの人を呼び込み、宿泊、飲食、交通など幅広い分野に経済効果をもたらすものでございます。また、国際的、専門的な人材や情報が集まることで新たなビジネスやイノベーションが創出され、開催都市のブランド力を高めることにもつながるものでございます。

北九州市では、これまで小倉駅新幹線口から徒歩圏内のエリアに、国際会議場をはじめ展示場やスタジアム、ホテルなどMICE施設が集積している強みを生かすとともに、各施設を組み合わせ様々な規模の会議やイベントに柔軟に対応するなど、MICEの誘致に積極的に取り組んできたところでございます。この結果、今年6月にはICCA、国際会議協会が発表いたしました令和6年の国際会議統計におきまして、北九州市は国内都市別ランキングで15件開催の6位となり、過去最高を記録したところでございます。

一方、MICE施設に対するニーズは年々高度化、多様化しております。特に、ハイブリッド会議や国際イベントに対応したICT設備、開催規模や用途に応じて柔軟に活用できる施設の多機能性が求められており、近年近隣都市においてはMICE施設の新設や改修が相次いでいるところでございます。

国際会議等の誘致の都市間競争がますます激化することも予想される中、これからも北九州

市が選ばれる都市であり続けるには、北九州国際会議場の大規模改修も念頭に置きつつ、エリア全体の魅力をさらに高める受皿をつくっていく必要があると考えております。このため、ブランディングや開発の手法などについて様々なステークホルダーと議論を行うとともに、民間事業者の意見も柔軟に取り入れながら、総合的な視点から国際会議場を含む小倉駅新幹線口エリアのまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2,000人規模の音楽・コンサート施設の必要性についての考え、また、整備計画について検討を進めるべきとのことについての見解について御答弁申し上げます。

音楽・コンサート施設が身近にあることは、市民が質の高い芸術に触れ、感性や創造力を育む上で大きな意義がございます。また、多くの来訪者によるにぎわいが都市の魅力を高めるとともに、都市としての質の高さや市民生活の豊かさを示すものにもなります。

一般に国内外の著名アーティストを招へいする場合には、興行面からも2,000席以上のホールが必要と言われており、北九州市といたしましても、町のにぎわいづくりや多彩な文化の振興に向けて、この規模と機能を備えたホールがあることが望ましいと考えております。

北九州市の現状といたしましては、2,000席規模のホールは休館しております北九州ソレイユホールのみであり、既に築40年が経過しておりますことから、今後老朽化調査に着手をし、今後改修を行う場合の工事の範囲や規模、費用等について検討することとしております。また、今年6月からは文部科学省の事業を活用し、施設の運営手法等について、民間事業者に対するサウンディング調査も開始したところでございます。

一方、将来に向けましては、長期的な視点から市中心部の都市機能について議論する際には、音楽・コンサート施設の在り方も議論の一つになると考えております。

いずれにいたしましても、今回の北九州ソレイユホールの老朽化調査やサウンディングの結果等も踏まえながら、今後の音楽・コンサート施設の様々な可能性について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目3つ目の部活動の地域展開について、1点目、コーディネーターの配置や相談窓口の整備、また、地域クラブにおけるトラブルには教育委員会がスピード感を持って問題解決に取り組んでいくべき、2点目、生活困窮世帯に対して経済的支援や配慮についての御質問にお答えいたします。

部活動は生徒指導や教員との良好な人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど多様な学びの場としての教育的意義を有しております。しかし、少子化の進展により部活動の存続が危ぶまれる状況の中、国は生徒の活動機会の確保と教員の働き方改革を進めるため、部活動の地域展開に関する方針を示しました。北九州市では、国の方針を踏まえ、部活動の教育的意義を継承しつつ、子供たちの活動機会を確保することを大前提に、令和9年9月から休日の学校部活動を地域クラブに展開するという方針を示しました。

議員お尋ねの1点目についてですけれども、教育委員会の認定する北九州市地域クラブでは、学校部活動と同様、生徒や保護者が安心して参加できる、要望などを気軽に相談できることが重要であり、教育委員会と関係者が連携して対応する必要があると考えております。そのため、地域クラブの指導者には教育委員会が主催する研修会の受講を義務づけております。研修会では、安全管理、体罰、ハラスメントの根絶、いじめ防止などにも触れ、教育的視点を持った指導を求めています。

さらに、指導者による暴力やハラスメント等の不適切な行為によって、生徒の活動する環境が害されることはあってはならないことであり、このような行為が確認された場合は厳正に対処することとしております。また、地域クラブで発生した事故やけが、いじめ等の生徒間トラブルについては、学校と連携して支援できるよう情報を共有することとしており、多くの大人で生徒を支える体制を整備してまいります。

保護者間のトラブルは、まずは地域クラブ内で解決していただくこととなりますけれども、指導者の指導に関することなどは広く相談を受ける予定でございます。こうしたトラブル等に対応するため、この9月から教育委員会内に相談窓口を設置し、コーディネーターを活用しながら、生徒、保護者の相談や地域クラブからの問合せにスピード感を持って対応していくこととしております。

2点目の経済的困窮世帯に対する経済的配慮については、地域クラブへの展開に伴い、参加者には会費等の受益者負担が発生することになりますが、家庭の経済状況や活動参加の障壁とならないよう配慮することは重要な視点と考えております。このため、今年6月には文部科学省を訪問し、経済的困窮世帯が負担する会費や保険料の支援に関する財政措置について提案をいたしました。

また、7月にスポーツ庁次長が部活動の視察で北九州市を訪れた際には、子供たちの活動支援について意見交換を行いました。国の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議による最終取りまとめにおいても、費用負担の在り方や経済的困窮世帯への支援の必要性が示されており、今後国から具体的な方針が示される見通しでございます。国の検討状況や他都市の事例を参考に、経済的困窮世帯が負担する地域クラブへの会費や保険料への支援の在り方を引き続きしっかりと検討してまいりたいと考えております。

部活動地域展開は始まったばかりです。今後も継続した支援が必要となります。地域クラブと学校、さらには教育委員会とが協力して環境を整えることで、子供たちの安全・安心な活動を支えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君）大項目の4番目、熱中症対策としての新たな補助金制度等の創設についてのうち、市営住宅の集会所も類似公民館などと同様に市の支援でエアコンの新設や修理、更新を行うことのお尋ねについてお答えいたします。

市営住宅の集会所は、公営住宅法によりまして市営住宅の共同施設として位置づけられており、維持及び運営に関する費用につきましては、北九州市営住宅条例におきまして入居者が負担することとしております。現在、北九州市には市営住宅が378団地あり、そのうち176団地に217か所の集会所を整備しております。このうち約半数の108か所には入居者の負担によりエアコンが設置されており、集会所としての利用頻度も高く、地域の会合やサロン活動など様々な用途で利用されております。

一方で、残りの109か所の集会所は、設置や維持管理の費用を入居者が負担することが難しいなどの理由からエアコンが設置されておらず、利用頻度が低い状況にあります。さらに、昨今の猛暑により夏季の利用が困難となっていることから、入居者からエアコンの設置などに要する費用の補助制度創設の要望をいただいているところでございます。

他方、議員御提案の市の支援で市営住宅の集会所にエアコンの新設などを行うことにつきましては、1つには、本来集会所は入居者のために設置した施設であり、入居者を中心とした利用を想定していること、2つには、集会所の維持管理に係る電気代などは現状では入居者が負担しており、地域の人々が使用する場合の負担の在り方など検討が必要と認識しております。

市営住宅は住宅セーフティーネットの中心でございますので、集会所が地域コミュニティーの拠点として利用されている実態や、地球温暖化などを踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）環境局長。

○環境局長（木下孝則君）熱中症対策に関わる質問の残りのうち、夏のイベント開催時のミスト設置推進についての御質問に答弁いたします。

北九州市では、昨年4月の改正気候変動適応法施行を契機といたしまして、庁内横断的により実効性の高い対策を推進するため、北九州市熱中症対策推進連絡会議を設置いたしました。

イベント時の熱中症対策について、国のガイドラインでは、効果的な事例といたしまして、1つに、入退場時の混雑緩和、2つ目に、給水所、休憩場所の設置、3つ目に、日陰の確保、4つ目に、ミスト装置などが紹介されています。昨今は夏季の猛暑が続いており、主催者がこれらの情報を参考に熱中症対策を適切に実施することが重要となります。また、ミスト装置につきましては、水質の安全性確保や設置コストといった課題もございますが、局所的な気温を下げ、暑さ指数や体感温度を低下させる効果や、視覚的な涼感効果が期待されるとされております。

これを受けまして、連絡会議では、各局や関係団体のイベント開催時におきまして、ミスト装置の活用を含め、熱中症対策を講じていくことを共有いたしました。また、イベント主催者を支援する一部の補助事業では、ミスト装置のリース料も補助対象としているところでございます。

今夏の北九州市内の状況につきまして、市ホームページなどにより6月から9月の主なイベ

ントは23件把握してございます。いずれのイベントにおきまして、給水所、休憩所の設置や日陰の確保、飲料等の配布など何らかの熱中症対策を実施し、このうち7件でミスト装置が活用されております。

このように、夏季のイベントにおきましては、各主催者の判断により様々な熱中症対策が実施されているところであり、連絡会議などを通じてこれらの対策の実施状況を共有し、ミスト装置の有効性やイベント主催者向けの支援事業など、有効な適応策の周知に努めてまいります。

今後も庁内横断的な体制で関係部局の連携強化を図りながら、庁内一丸となって熱中症対策のさらなる推進に努めてまいります。答弁は以上で全部でございます。

○副議長（村上直樹君）25番 松岡議員。

○25番（松岡裕一郎君）御丁寧な答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、時間の範囲内で要望と第2質問させていただきます。順番が入れ替わりますが、よろしくお願いします。

まず、大規模公園等のトイレの改善について市長より御答弁いただきました。ありがとうございます。市民からかなり要望を受けております。限られた財源の中ではありますが、まずは勝山公園に注力をいただき、女性や子供が安心してトイレが利用できるよう、順次計画を立てて進めていただきたいことを要望させていただきます。

また、様々な財政上の制限もありますが、公営競技局の基金の活用など検討していただきたいと要望させていただきます。

次に、アパレル・服飾産業の支援と魅力発信についてであります。

この支援については、お隣福岡市では地元アパレル・服飾産業支援に特化した支援制度があります。地元ファッション事業者の海外展開・EC強化支援制度であります。パリ、ミラノ、ロンドン、ニューヨークの世界4大コレクションへの最大補助額75万円の支援、EC事業への支援です。今後、こういった福岡市とかの特化したアパレル・服飾産業への支援というのは、もう特化して行っていますので、ぜひ福岡市のこういった制度も研究していただいて、今後課題とニーズを調査していくということでもありますので、ぜひ市内のアパレル・服飾産業の支援について御検討いただきたいというのを要望させていただきたいと思います。

では、魅力の発信について質問させていただければと思います。

令和7年4月に北九州市職員の作業服が変更となり、今後3年間をかけて順次更新していくとのことです。新しい作業服の冬服の胸ポケットには小倉織のデザインがされており、とてもおしゃれになっています。このような本市の服飾の魅力もさらに発信し、本市の技術系職員、建設系職員の獲得のためにももっとアピールすべきではないかと考えましたし、冬服のみならず、夏服のポケットにも小倉織のデザインが採用できないかと思っているところでもあります。

そこで、本市の新しい作業服の情報発信強化として、本市の作業服の冬服のみならず、クー

ルビズの推進という意味でも、小倉織をワンポイントにあしらった夏服作業服を北九州市として作ることを提案するとともに、さらなる魅力の発信と情報発信ができないか、見解をお伺いいたします。

○副議長（村上直樹君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）職員の作業服について御質問いただきました。今言われたとおり、今年の４月から順次リニューアルを進めております。このリニューアルにつきましては、若手職員のプロジェクチームによりまして、いろいろアイデアを出していただきまして、その中で北九州らしさを演出するアイデアといたしまして、この小倉織をワンポイントつけたところでございます。大変好評をいただいているところでございます。

夏のシャツにもワンポイントをという御提案だと思いますが、いろいろな課題がございます。予算の課題もありますし、今後見直しのタイミングを捉えまして、今質問にもありました服飾産業の魅力発信という考え方も踏まえて、しっかり研究していきたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）25番 松岡議員。

○25番（松岡裕一郎君）おしゃれな町には人が集まるという言葉もあり、技術系職員の獲得のためにもぜひ情報発信をお願いしたいと思います。

熱中症対策としての補助金の創設については、慎重に検討してまいりたいとありますが、利用実態を調査していただいて、利用実態にもありますが、要望が出ているところはもう明確にあると思いますので、ぜひ慎重にと言わずに検討していただきたい。要望させていただきます。

ミストの設置についても、さらにイベント、また、市も御協力いただいて進めていただきたいと思います。

部活動の地域展開については、やはり各会派、各議員からもあったと思います。経済的困窮世帯に対する支援の検討ですね、これぜひとも検討していただきたいと思いますし、もし万一いろんな問題があったときの相談体制の強化を、さらに充実をお願い申し上げます。

都市間競争に勝ち抜く大規模会場の整備についてであります。

申し上げるまでもなく、MICEは一般観光と異なり、参加者はビジネス目的で滞在期間が長く、参加費、宿泊費、飲食費、交通費などの支出が一般の観光客と比較して非常に高いことが統計調査でも明らかになっており、地域経済に高い経済波及効果を与え、税収を増加させ、雇用の創出をもたらすことは、総務省、環境省をはじめとした統計データからも明らかになっているところであります。一過性のイベントや観光と違い、少なくともその経済効果は1人当たり、一般の観光の5.27倍から7倍とも言われています。こういった数字もありますので、ぜひともこの会議場の更新については、ぜひ御検討いただきたいと思います。もしこのまま国際会議場の更新ができなければ、全てお隣の福岡市に取られてしまい、都市間競争に負けて誘致

できなくなってしまうのではと危惧しております。

大規模国際会議の誘致は、この周期がありまして、5年から10年の単位で誘致が行われるとも聞いております。この老朽化対策が計画的にしていなければ誘致にも支障が出るようなところでもありますので、ぜひとも早期にこういった誘致するためにも、老朽化の実施設計だけでも早急に立てるべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）議員御指摘のように、やはり老朽化が進んでいる一方で、都市間競争、御指摘のように激しくなっております。私どももやはり今後とも国際会議場を活用していただくために、やはり実効性のある整備手法、これは利用者のニーズですとか民間事業者の声も丁寧に聞きながら、取り入れながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）25番 松岡議員。

○25番（松岡裕一郎君）ぜひ都市間競争に勝つため、稼げる町のためにもぜひともこの計画をつくっていただきたい、示していただきたいということを要望しますし、Wi-Fiやインターネットの回線設備の最新鋭化を図ることは重要でありますし、人材の育成も大事であります。専門スタッフの育成やキャリアパス、そうしたモチベーションアップなどの人材の育成もさらに取り組んでいただきたいと要望させていただきます。

最後に、経済政策について市長から御答弁をいただきました。物価高を上回る賃金上昇施策についてであります。

今回、最低賃金が全国平均で1,121円、来年3月までには全ての都道府県で時給1,000円以上となります。また、福岡県においては11月16日から現在の最低賃金992円から65円アップの1時間当たり最低賃金が1,057円となる予想とお聞きしております。この賃上げがさらに今この流れで来ておりますが、賃金を上げるに上げられない、そういう事業者もいますので、ぜひこういった人手不足、また、賃金が上げられない中小企業にしっかりと寄り添っていただきたいということを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時30分休憩

午後1時30分再開

○議長（中村義雄君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。3番 上野議員。

○3番（上野照弘君）こんにちは。自民党市議団、若松区の上野照弘です。今議会も一般質問の機会をいただくことができました。35回目の登壇となります。地域の声を私に届けてくれる若松区の皆様方をはじめ、自民党市議団の仲間たちに改めて御礼を申し上げます。

また、平日にもかかわらず傍聴にお越しいただきました皆様、インターネット中継で御覧の

皆様、若松区役所 1 階ロビーのテレビにて御覧になられている皆様、いつも本当にありがとうございます。

今回は、8 月に北九州全域を襲った記録的な大雨、豪雨についての質問を中心に行いたいと思います。若松区の雨は本当にすごかった。私自身も初めて見るような被害に見舞われている箇所が本当に多く発生しました。この一般質問を行っているさなかにも、復旧に向けて御尽力されておられる皆様に心からの敬意を表したいと思います。

それでは、若松区をはじめ北九州市民の皆様方の思いを込めて、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、本年 8 月、北九州市に降り続けた記録的な大雨による豪雨災害についてお尋ねいたします。

8 月 9 日から 12 日にかけて北九州市を襲った大雨は、線状降水帯の影響もあり、若松区においては市内最多の 441 ミリという記録的な総雨量となりました。若松区では、道路の冠水、住宅の浸水に加え、農地、農業施設に大きな被害が発生、多数の民有地が崖崩れなどを起こし、今現在でも若松区民の生活に深刻な影響を与えている状況にあります。

若松区にある市内唯一のミカン観光農園である天正園では、ミカン畑に向かう幅 3 メートルの道が 120 メートルにわたって約半分に崩落し、実のついたミカンの木も流出するなど甚大な被害が発生しました。また、限られた道路でしかアクセスすることのできない若松区惣牟田地区におきましては、集落に向かう道で崖崩れが発生し、集落が孤立する寸前となる被害となりました。被災された方々の御家族をはじめ、若松区役所職員、緊急工事業者、社会福祉協議会、多くのボランティアの皆様は今もなお復旧作業に追われており、完全復旧のめどがなかなか立たない状況が続いています。

先日、我が会派の戸町団長が質疑したように、北九州市は福岡県、そして、福岡県議会ともしっかり連携をして、一歩踏み込んだ復旧支援について、国にしっかりと働きかけていくべきだと思います。

記録的な豪雨は昨今、毎年のように全国で発生し、そのたびに深刻な被害をもたらしています。かつては 100 年に一度の大雨という表現もされていましたが、年々大雨はひどくなるということを踏まえて対策を取っていくべきと考えます。

そこで、数点お尋ねいたします。

まず初めに、被災した農地の被害対応について伺います。農業基盤が損なわれると収穫や営農に直接的な打撃を与え、地域経済や食の安定にも影響します。今回の大雨による農地への被害に対して、市としてどのような支援を講じていくのか、見解をお伺いいたします。

次に、民有地の被害についてお尋ねいたします。民有地における土砂崩れや地盤の損傷は、原則所有者の負担とされていますが、個人でなかなか対応することが難しい規模の崖崩れ等が多く、個人任せでは 2 次被害、3 次被害への影響も懸念され、広く地域の安全に直結する課題

となっています。今回の大雨における民有地の被害について、市としてどのような相談が寄せられているのか、そして、市として具体的にどのような対応をしているのか、今後の検討状況も含めて見解をお伺いいたします。

次に、若松区響町地区における臨港道路の維持管理についてお尋ねいたします。

この質問も8月の大雨被害に関する質問となりますが、響灘南11号道路の大雨時冠水については前任期より指摘し続けてきましたが、今回もこの道路は冠水し、自動車が複数台水没するという事故が発生しています。今回の大雨に関して臨港道路の維持管理の観点から質問させていただきます。

記録的な大雨が降った8月10日、夜の9時を超えた頃、私は以前より冠水が頻発していた響灘南11号道路の様子を確認しに行きました。響灘3号道路から響灘南11号道路へと分岐するところまで車を進めると、ズボンが膝の上までまくり上げた青年が、これ以上は進めません。危ないので引き返してくださいと交通整理をされていました。

響灘南岸壁のほうから道をう回して、反対方向から響灘南11号道路へ向かうと、そこには既に自動車が4台、スクーターが1台水没し、立ち往生している状況にありました。スクーターの所有者はいましたが、自動車の所有者はおらず、車両を放置したまま避難されたようでした。その場から警察に通報すると、警察もその状況は把握していたものの、ロードレスキュー自体も混雑しているため、所有者も車両を放置せざるを得なかったのではないかとのことでした。後日、近隣企業に勤める方々に聞き取りを行ったところ、冠水の翌日、撤去できずに現場に残されていた車両に気づかなかった車が、後方から接触事故を起こしたという2次被害もあったと聞いています。

私がこれを極めて深刻な問題と捉えているのは、このエリアの冠水は今回が初めてではなく、数年前から続いていたということにあります。若松区響町は世界に誇るエコタウンを有し、本市の経済を支える企業が多数立地するエリアであります。そのライフラインとも言える臨港道路が大雨のたびに冠水し、周辺に甚大なる被害を与えているこの状況を、道路を管理する港湾空港局はどう受け止めているのでしょうか。抜本的対策を講ずるべきと強く求めます。今後の冠水対策と維持管理について見解をお聞かせください。

最後に、洞海湾のロケーションを生かして、稼げる港を目指したマリーナの整備についてお伺いいたします。

先日より、県内のプレジャーボートの不法係留問題が相次いで報道されています。福岡市では6つの漁港で市の許可なく約350隻のプレジャーボートが係留されていたほか、福岡県の管理する漁港3か所でも合計26隻が使用料未納のまま係留されていた事実が明らかになりました。北九州市の漁港ではそのような実態はないとのことですが、この報道を受け、近年高まるプレジャーボートやヨット、クルーザーなどの需要の多さも改めて感じた次第であります。

北九州市は響灘、関門海峡、周防灘と魚種豊富な海域に恵まれており、多くの釣り人に愛さ

れる環境にあることは周知の事実であります。釣りを含むマリンレジャーというコンテンツは、北九州の観光振興を考える上で非常に有効なツールであると考えます。

これまで10数年にわたり私に寄せられる御相談の中には、プレジャーボートの購入を考えているが停泊できる場所がない、遠方にプレジャーボートを置いているが市内の身近なところに船舶を置いておきたい、どこどこの船だまりはいつ空きが出るだろうかという声が毎年必ずあり、特に春から夏頃にかけて多くなっています。プレジャーボートやヨット、クルーザーなどの船舶を所有する人、また、これから所有しようと考えている人が多くいるという需要の高さを感じながらも、なかなか市内の係留施設に空きがなく、希望するところに船舶を置くことができない方が多いというのが実情であります。

本年2月議会におきましても、若松北海岸におけるマリンレジャーでのにぎわいづくりについて質疑しましたが、マリーナの整備をきっかけに観光振興が進み、飲食・宿泊業と連動した経済効果も生まれれば、稼げる町に資する新しい稼げる港が実現するのではないかと考えます。横浜のベイサイドマリーナや神戸のハーバーランドなど、マリーナとしての景観が観光資源となっている他都市に負けない魅力が本市にもあると思います。プレジャーボートなどを適正かつ安全に係留できる場所が市内で整えば、違法係留の問題を解消するだけでなく、新たな観光資源やレジャー産業の拠点として地域経済に寄与する可能性を秘めていると考えます。

ここで、私は洞海湾のロケーションを生かして、若松南海岸通りから久岐の浜一帯のエリアで、プレジャーボートの受皿となる新たなマリーナを整備することを提案いたします。これにより、違法係留対策と観光振興を同時に実現できるのではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で私の第1質問を終わります。市長並びに執行部の皆様の簡潔明瞭、分かりやすい御答弁のほどよろしく願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、第1項目、令和7年8月の豪雨災害についてということに関しまして、大雨による農地への被害について、どのように支援を講じていくのかというお尋ねがございました。

8月9日から発生した記録的な大雨により、北九州市では農地や農業用施設、農作物に多大な被害が生じました。被害に遭われた農業者の皆様には心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

農地や農業用施設の被災は営農を困難にし、地域農業全体に深刻な影響を及ぼすことから、北九州市では被災直後より職員が現地に赴き、農地の被害状況の早期把握に努めるとともに、土砂の撤去など緊急の復旧対応を進めたところでございます。

今回の大雨により、現在農地17か所、水路や農道などの農業用施設64か所、合計81か所の被害を確認しております。また、野菜などの農作物の被害額は約2,500万円に上ります。議員御

指摘のとおり、若松区では市内唯一のミカン観光農園ののり面が崩壊するなど4か所で大規模な災害が生じました。市内の小規模な災害復旧につきましては既決予算で対応しておりますが、この4か所につきましては、国の災害復旧制度などを活用し復旧を行うこととしており、今議会においても測量及び設計の費用として補正予算案800万円を計上させていただいております。

現在、被災農家や地元関係者の皆様、福岡県などの関係機関と復旧工法の検討を進めており、既に被害箇所の調査や申請手続に着手をしてございます。今後、復旧内容を決定し、11月末に国の災害査定を受け、速やかに工事費を計上する予定としており、来年度の営農に支障が生じないように努めてまいりたいと考えております。

北九州市といたしましては、農業基盤となる農地を守り、持続可能な食の供給体制を維持するため、今後も農業者の皆様に寄り添い、早期に農地復旧ができるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上となります。残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）1項目め、令和7年8月の豪雨災害についてのうち、民有地の崖崩れ被害について、市にどのような相談が寄せられ、どう対応しているのか、今後の検討状況も含めて見解を伺うという御質問にお答えいたします。

北九州市では、8月の記録的な大雨によって農業施設や道路、家屋など多大な被害を受けました。その中でも民有地の崖崩れにつきましては、現在50件の被害を確認しております。崖崩れに遭われた被災者の方々からは、これまでに早急な土砂等の撤去、具体的な復旧方法や工事業者に関する問合せ、復旧工事に係る資金の支援の有無などの相談が寄せられております。

こうした相談を受けまして、北九州市では復旧に向け現地の状況に応じた復旧方法や施工を行う専門業者、復旧工事に必要な融資制度を被災された方々に御紹介しているところでございます。また、崖崩れを確認できていない被災者もおられ、こうした場合は所有者を探索し、被害状況をお伝えし、対応を促しているところでございます。これらの取組により、被災者の中には既に復旧に着手されている方もおられます。

一方で、過去の災害においても見られましたように、所有者個人の資力のみでは対応が困難で、土砂の撤去をはじめとした復旧が長期化することも懸念されます。こうした状況を踏まえ、北九州市では平成30年度の豪雨災害を契機として、以降国に対し、行政の一定の関与による早期復旧措置が図れる制度、所有者が行う応急復旧対策への補助制度の創設を提案しているところでございます。こうした民有地の崖崩れの復旧は、北九州市に限らず全国の自治体が直面する共通の課題であります。したがって、今後は他の自治体とも連携を強化し、国への働きかけを一層強めてまいります。

いずれにしましても、今回の災害につきましては、引き続き活用可能な制度の紹介や復旧方法のアドバイスなど、被災者に寄り添い、できる限りの支援を行ってまいります。以上でござ

います。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）大項目2つ目の臨港道路の維持管理及び大項目3つ目の洞海湾のロケーションを生かしたマリーナの整備に関する御質問について順次お答えいたします。

まず、臨港道路の維持管理についてお答えいたします。

北九州市では336路線、89キロメートルの臨港道路を管理しており、道路のくぼみやわだちを解消するための路面補修、中央分離帯や歩道の草刈り、側溝の清掃などの維持管理を行っております。

また、大雨に備えて指定管理者が日常的に行う巡回点検により不具合が確認された箇所に加え、利用者や立地企業の皆様からの情報提供などを基に、冠水しやすい場所の把握に努めるとともに、梅雨や台風の前には道路の排水ますの清掃を行ってきたところでございます。

さらに、平成30年の豪雨被害のあった響灘地区におきましては、冠水対策といたしまして、1つ目に、冠水の注意を促す看板の設置、2つ目に、側溝の土砂の除去、3つ目に、特に劣化が著しい場所の舗装工事などを実施してまいりました。加えまして、令和元年度から臨港道路緊急安全対策事業といたしまして、響灘地区を含む北九州港内の臨港道路につきまして、道路の傷みを原因とした車両などの事故や、大雨時の冠水などを防止するための舗装の補修などを計画的に実施しているところでございます。

そのような中、本年8月の豪雨では、響灘地区のある若松区において、市内最大の総降水量441ミリを観測したところでございます。今回の豪雨では、この地区の臨港道路において、側溝の排水能力を超える想定以上の降雨に加え、流れてきた枯れ葉やごみが側溝に詰まったことが原因の一つとなりまして、道路の冠水被害が発生したものと考えてございます。

そのため、まず、今回の冠水エリアにつきまして、1つ目として、側溝の清掃としゅんせつによる排水機能の回復、2つ目といたしまして、看板設置場所の増設による注意喚起範囲の拡大に取り組むこととしてございます。さらに、その効果も踏まえながら、必要な対策を検討してまいりたいと考えてございます。引き続き、安全・安心の確保を最優先に、利用者や立地企業の皆様の御意見を伺いながら、適切な維持管理と冠水対策に努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、洞海湾のロケーションを生かしたマリーナの整備に関する御質問についてお答えいたします。

若松南海岸通りから久岐の浜一帯のエリアは、洞海湾の美しい眺望や港町の風情を楽しめるエリアであり、観光振興や地域活性化に資する重要な地域資源の一つであると考えております。このため、令和5年度に改定しました港湾計画において、この一帯を新たに人流、にぎわいゾーンに位置づけるとともに、タグボートなどが利用していた若松南海岸船だまりを小型のプレジャーボートも利用可能な小型船係留施設として使用できるよう、計画を見直したところ

でございます。

議員御提案のマリーナにつきましては、一般的に小型係留施設とはサービス水準や利用料金が異なるものであると認識しております。それを新たに公的に整備することにつきましては、そもそも費用対効果に見合う需要が見込まれるかということに加えて、1つ目といたしまして、浮き桟橋、クレーン、スロープなどの新設に伴う多額の投資が必要となること、2つ目に、タグボートなどの既存利用者との移転や利用に係る調整が必要となること、3つ目に、保守、修理、点検を行うサービス工場などの施設用地の確保が必要となることといった課題があると認識しております。

他方、若松南海岸を含む北九州港の港湾施設につきましては、現在港湾施設マネジメント実施計画に基づき、積極的に民間活力の導入を図るなどの方向性を示しているところでございます。この民間活力の導入に関するマリーナの先行事例といたしまして、令和5年度より新門司マリーナにおいて民間の整備、運営が開始されたところです。これらを踏まえまして、今後のマリーナ整備についても積極的に民間活力の導入を図る方針としておりまして、まずは民間事業者の動向を注視しつつ、具体的な提案に応じて必要な情報提供を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

引き続き、彩りある町の実現に向け、港のにぎわいを創出することで、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えてございます。答弁は以上となります。

○議長（中村義雄君）3番 上野議員。

○3番（上野照弘君）御答弁ありがとうございました。

大雨から約1か月が経過しましたが、やはり完全復旧にはまだまだ時間がかかる見通しであります。これまでも現在でも若松区では、若松区役所まちづくり整備課をはじめとする各課の皆さん、緊急工事業者の皆さん、ボランティアの皆様方をはじめとする関係各位の皆様方に、まず、尽力されておられますことに心からのお礼を申し上げたいと思います。

これまで若松区をはじめ市内各地では大雨対策、豪雨対策として様々な対策を取ってまいりましたが、それでも対応が難しいということが分かった先月の大雨だったと思います。豪雨災害は毎年起きてもおかしくないということを念頭に置いてのインフラの整備や日常の維持管理業務など、引き続きの対策を取っていただきたいと、まずもって要望させていただきます。

今でも県の治山事業などを活用できないかということで、検討を続けていただいている状況ではありますが、今回でも多くの被害が起きた場所でなかなか解決が難しいのは、やはり民有地の崖崩れであり、なかなか行政が手を出しづらいということであつたと思っています。

本日傍聴席にもお越しいただいておりますけれども、若松区の惣牟田地区の皆様の集落では、集落へ向かう唯一の道の横の民有地が崖崩れをして、危うく集落が孤立する寸前と先ほどお話をしましたけれども、実は土砂崩れと一緒に大木も倒れてきてまして、一時的に道路が遮断されました。住民の方、傍聴席にいらっしゃる村田さんなんですけども、自らのチェーンソー

でその大木を切って、集落の孤立というのは防げたというわけでありますけれども、自らその木を切るようなときに二次災害が起きなくてよかったなと本当に思っています。

また、先日ようやく通行止めが解除された旧道495号、本町小竹1号線も何か所も崖崩れが発生しましたがけれども、そのほとんどが民有地でありました。次にまた大雨が降ると、また崩れてもおかしくない危険な箇所ばかりであります。

また、若松区の小石本村では自宅裏の民有地が崖崩れをして、大量の土砂が自宅に押し寄せている危険な状態で手をつけることもできず、今でもその御自宅で生活されておられる方もいらっしゃると思います。今日は雨模様であります。本当に怖い思いをしながら生活をされておられると思います。

平成29年と平成30年の大雨でも市内各地で多くの崖崩れが起きて、多くの民有地が崩れたものの、民有地に対してどこまで行政が関与するのか明確な基準がないため、国土交通省に対して、崖崩れ等の災害対策に対して国による全国的に統一した考え方や基準、制度づくりについて提案を続けているものの、いまだ明確な基準はできていない状況にあります。

そのような状況も踏まえ、私たち自民党市議団は先日福岡県議会に出向き、全国都道府県議長会の蔵内勇夫会長をはじめとする県議会役員の皆様の下へ、市議会、県議会と連携して国に民有地の取扱いも含めた豪雨対策の推進、崖崩れ等の災害対策の強化について連携して政府に対し要望を行うべく提案に伺い、同意をいただいたところであります。

武内市長をはじめ北九州市の災害復旧に関する各局長、各部課長においても、福岡県、そして福岡県議会と緊密に連携をしていただいて、早期復旧につながる体制を構築していただけますよう、強く重ねて要望とさせていただきます。

第2質問に入ります。

民有地で崖崩れが発生し、公道上に土砂が崩れ落ちた場合の復旧費用、その民有地の所有者に請求するようなことはできないのでしょうか。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）お答えする前に、先ほど私、国への提案について、行政の一定の関与による早期の復旧措置が図れる制度をと答弁したんですが、正しくは防災措置が図れる制度を提案しているということで訂正させていただきます。

お尋ねの民有地の崖が崩れて道路等を封鎖した場合、現状としましては、道路については市のほうで土砂等撤去しております。その費用については所有者の方等には今現在請求等はしておりません。以上でございます。

○議長（中村義雄君）3番 上野議員。

○3番（上野照弘君）なかなか請求することもやっぱり難しいんだろうなと思います、こういう自然災害でありますので。でも、これからまた、あそこ間違いなくまた次の大雨が来れば崩れてくるよなというところも何となく把握されているはずでありますので、その所有者に対

して、あなたの民有地まじでやばいですよというようなお手紙を出すなり、今回復旧費用でこのくらいかかったんですよ、次はもう正直行政としてできませんであるとか、そういった文書もやっぱり通知として出すべきであると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

臨港道路であります。港湾空港局長は今年の7月に赴任されたばかりでありますので、なかなか過去のお話をするのは心苦しいところもありますけれども、ぜひ市民の声ということで受け止めていただきたいと思います。

先ほど質問の中で、僕前任期から指摘を続けてきたと申し上げましたけれども、私にとって前任期とは、去年とかおとしとかって、そういう話ではなくて、最低4年以上前の話であるということであります。先日改めて平成30年の豪雨のときの私の一般質問の議事録を見返してみました。そのとき、平成30年7月6日、響灘南11号道路、そこもまた冠水したわけでありましたが、そのとき14台車が突っ込んで駄目になっちゃった。若松区役所に災証明を出した14件のうち14件が全てこの響灘南11号道路だったということであります。そのときからもう今日まで何年たちましたでしょうか。これまで港湾空港局、響灘南11号道路についていろいろとやってこられたと思いますけれども、その対策に効果はあったと思いますか。

○議長（中村義雄君） 港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君） 先ほど答弁させていただいたように、平成30年の豪雨被害を踏まえて、いろいろ対策もやってきましたし、維持管理もやってまいりました。そのような中で、今我々北九州市のほうで把握している範囲なんですけれども、平成30年の先ほどおっしゃられた14台の被害が出てから今回の大雨までは、車の水没といった被害情報についてはいただいていなくて、一定の効果はあったと考えております。しかしながら、やはりおっしゃられるように、こういった大雨というのが最近頻発してきているという状況がありますので、まずは今回の先ほど申し上げたような当面对策をしていきたいと思っているんですけれども、インフラに対する対策を行いながら、そのほかの対策も何か行えないかということも含めて、必要な対策について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（中村義雄君） 3番 上野議員。

○3番（上野照弘君） 御答弁ありがとうございます。先ほど御答弁で側溝の土砂をしゅんせつした、泥上げをしたということでもありますけれども、その泥上げた泥について、どのような泥だったか分析したことがありますでしょうか。

○議長（中村義雄君） 港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君） 泥を上げた分析までは行ってございません。

○議長（中村義雄君） 3番 上野議員。

○3番（上野照弘君） そのたまっている泥も一度分析されてみてはどうだろうかとお聞きをさせていただきたいと思います。実は、昨日の夜も響灘南11号道路に行って、僕側溝にずっと懐中電灯を照らして、どこに泥が詰まっているのか、ずっと探して回ったわけでもありますけれど

も、やはりかなり黒い泥がたまっているところが散見されました。側溝自体も、もう土砂といえますか、砂ぼこりのようなもので完全に埋まっている箇所もたくさんありましたので、それをまず分析してみることをお勧めしたいなと思います。そして、その分析した上で、例えばその土砂やばいじんといえますか、粉じんの排出事業者が特定できるのであれば、その事業者に対しても責任を問うべきじゃないかなと思っています。

いずれにせよ、これからも大切な響灘の道路でありますので、維持管理であつたりとか、このような事故が起きないように努めていただきたいと思います。

これ1つ御提案なんですけれども、その響灘南11号道路、これまで多くの車が水没した通りでありますので、ここに防犯カメラであつたりとか、遠隔から、今は通らないでください、危ないですよと注意喚起、看板を増やすくらいじゃ僕は到底間に合わないと思います。カメラとか放送設備をつけるようなことは考えられないのかということを御答弁お願いします。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）今の御指摘も踏まえて、対策も含めて、ちょっとどういった対策が効果が出るのかということを含めて、いろんな対策についてこれから引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（中村義雄君）3番 上野議員。

○3番（上野照弘君）じゃあ、最後に要望させていただいて終わりたいわけでありましてけれども、先日若松区の尊敬する大先輩、三宅まゆみ先生の質問の中で、みなと緑地PPPという制度を活用して港湾施設の緑地に元気をもたらしたらどうかというお話がありました。本当にすばらしい制度であると思いますし、この洞海湾とか久岐の浜沿い、若松南海岸通りも港湾緑地という位置づけになっていますので、そのみなと緑地PPPという制度を使って港に元気をもたらし、民間活力を導入しながらマリーナの整備を目指してみてもはどうかと思います。

これからは南海岸通り、また、久岐の浜のすばらしいロケーションについては質問を重ねていきたいと思いますので、ぜひ前向きな御答弁を今のうちから検討していただきたいなと思います。以上です。終わります。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）進行いたします。2番 佐藤議員。

○2番（佐藤栄作君）皆さんこんにちは。自由民主党・無所属の会、佐藤栄作でございます。一般質問最後の登壇者となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに都市インフラの除草問題についてお尋ねいたします。

令和6年度予算の成立をめぐっては、土木インフラの除草をはじめとする維持管理費1億7,000万円を増額することを求める組替え動議が可決をされ、多くの混乱があったことは皆さん御存じのことと思います。結果として、執行部は令和6年6月補正で減額分の維持管理費を例年並みに戻しましたが、現在の管理状態が過去の管理水準に達しているかというと、甚だ疑問があると感じております。

皆様に議場配付資料として写真を提供させていただいておりますが、この写真を見て分かるように、現在の各区の道路や公園に繁茂する雑草の状況を見ると、この1年、除草作業がなされていない箇所があることが分かります。都市インフラの維持管理について、市は公共施設マネジメント計画に基づいて、計画的に維持管理を行う予防保全型の対策を推進するとしてきました。なぜこのような対応を取ってきたのでしょうか。

それは、そのほうが全体コストの圧縮につながるからであります。点検調査を経て個々の管理計画を策定し、そして、実施するというマネジメントがなされることを念頭に、議会は毎年必要な予算を審査し、議決してきたわけであります。こうした経緯を踏まえ、市長就任以降の町が写真のようになっていることについて質問をしたいと思います。

この原因については、予算や人員配置が不十分なため、そもそも草が繁茂している公園や道路を把握できていないためだと考えています。さらに、市民からの通報による事後対策に追われ、計画的な除草ができなくなっていることに加え、物価高の影響で入札不調となる事案も増え、総体としてコストアップしています。現場の苦労は絶えないと推察をしています。

そこで、数点伺います。

まず、直近5年に市が実施した市内の道路、河川、公園の除草面積と、その決算額について、実績がどのようになっているか伺います。

それを踏まえ、現在雑草が繁茂している公園や道路にどのように対処していくのか見解を伺います。

また、市長は、令和6年2月議会において、除草対策ではなく防草対策に移行するとして、草が繁茂する箇所をセメントで固めるとし、あわせて、基本戦略を策定するとしていましたが、この基本戦略はどのようになっているか、見解を伺います。

あわせて、令和6年度決算における防草対策費とその施工面積についてお聞きします。

策定する基本戦略に基づき、防草対策が完了するまでの期間と総事業費の見通しについて見解を伺います。

次に、皿倉山ロングスライダーについてお尋ねいたします。

初めに、皿倉山ロングスライダーでけがをされた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

このロングスライダーについては、危険性を不安視する市民からの声が多数上がったことから、常任委員会などでも質問が相次ぎました。また、議会からも、原因が究明されるまでは拙速な再開をすべきでないとの異例の申入れ書も発出をされましたが、市長はこの申入れを受け入れず、夏休みが始まる7月19日のタイミングで、主に小学生に限定し利用再開を強行しました。ともすれば、子供で遊具の安全検証を試したとも受け取られかねないこの決定は極めて遺憾であり、市民の安全・安心をないがしろにする姿勢に、市民の一人として不安を覚えます。

さらに、この決定は別のデメリットも生んでいます。それは、今回の再開決定により、ロングスライダーには特別な運営コストがかかるようになってしまったことであります。注意看板

の設置、滑り台サポーターの人件費や利用時間外の閉鎖措置などの、いつまで続けるのか分からない手間とコスト、また、皿倉山滑り台あり方検討会議の運営にもお金がかかります。

市長は、7月19日の再開を決定した理由として、利用再開を望む声があるとしましたが、この発表は、ロングスライダーの今後について議論していた議会、建設建築委員会と同日同時刻に行われ、市長会見の場で、独断とも取れるような形で行われました。なぜ委員会で話し合われたことに耳を傾けず決定したのか、そして、利用停止を望む市民の切なる要望を無視したのか、甚だ遺憾であります。

そこで、伺います。

1点目に、利用再開を求める声の一方で、利用中止を求める声にどのように応じるのか、見解を伺います。

2点目に、現在利用条件を制限しているロングスライダーを、これからどのように管理していくのか、今後の財政負担の見込みと、他の公園遊具のように誰もが安全に滑られるようになる条件は何と考えているのか、見解を伺います。

次に、不動産特定共同事業とK I Cについてお尋ねします。

本年7月末、不動産特定共同事業、みんなで大家さんについて報道がありました。この不動産特定共同事業を実施する都市綜研インベストファンド社が、不動産投資事業で数千億円規模の資金を調達したにもかかわらず、分配金支払いが遅れ、事業の継続が危ぶまれているというものであります。みんなで大家さんが投資を募る事業の中には、北九州イノベーションセンター、K I Cが入居するグランモール内に軒を構えるA G R E V O B I O社による国産バナナ事業があり、不特定多数の消費者から多額の出資金を集めています。

市は、この北九州イノベーションセンターに国家戦略特区を活用した施設を設置しており、市長の肝煎り事業として多方面に認知されています。過去の議会で本件について質問したところ、市はK I Cの実施事業者と都市綜研インベストファンド社には関係がなく、事業遂行に問題はないとの答弁でありました。しかし、グランモールの土地、建物は都市綜研インベストファンド社が所有しており、同社が現在問題になっている不動産特定共同事業、みんなで大家さんの実施者であることは紛れもない事実であり、無関心ではられません。

そこで、数点伺います。

1点目に、市は民間事業者が北九州イノベーションセンターを開設するに当たり、その立地場所であるグランモールの土地、建物の所有者が都市綜研インベストファンド社であることや、同社が進めているみんなで大家さんの事業のことは承知していたものと考えますが、みんなで大家さんによる債務不履行の報道が数多くなされている中、国家戦略特区を活用した施設や、民間事業者が運営する北九州イノベーションセンターの事業継続への影響をどう考えているのか、見解を伺います。

2点目に、K I Cの運営事業者であるG Z キャピタルは、みんなで大家さんが商品設定して

いるゲートウェイ成田の開発事業をメタバース空間で提供する広報をしています。そこで、K I Cの運営事業者と、問題の不動産特定共同事業及び事業者との関係に関する市の認識について伺います。

次に、北九州空港の利用促進についてお尋ねします。

北九州空港の滑走路が3,000メートルに延伸されるまで2年を切りました。先人の悲願の事業、いよいよ日の目を見ようとしています。

そこで、供用開始と同時にその機能を発揮させるための取組について質問します。

北九州空港は、今滑走路延伸という機能強化に向け、勢いをつけていかなければならない時期に来ていると考えています。供用開始を待つのではなく、既に助走に入っていなければならない時期であることは御認識だと思います。しかし、その実感がありません。3,000メートル滑走路の機能を最大限発揮するためには、物流拠点化を目に見える形で着実に進めていかなければなりません。

市長は、決算議会資料でも大韓航空やU P S、ヤマトグループによる貨物専用機の就航により、大幅に実績を伸ばしていると明るい観測を示していますが、私の危惧は、唯一の大型貨物機を就航させている大韓航空の動向であります。延伸した滑走路が供用されるとき、大型貨物機の就航は絶対目標です。そのためにも既存の定期便を維持、拡大することも重要であります。

今、大韓航空に目を向けると、輸送量が減少しており、苦戦している状況です。また、運航便数も減っています。私は、この最大の要因は福岡空港の機能強化によるものと考えています。滑走路が増設された福岡空港では、大韓航空を含めたエアラインが旅客便として大型機を投入しました。大型旅客機は、広い貨物室も兼ね備えているため、北九州空港から多くの貨物が福岡空港に流れているのではないかと考えます。今こそ福岡県との連携をより強化し、対策していくべきと考えます。

そこで、絶対目標である長距離の大型貨物機が就航する確実性と取組について見解を伺います。

次のすしの都課の取組については、時間の関係上割愛させていただきます。

最後に、旦過地区再整備事業についてお尋ねいたします。

神嶽川旦過地区の再整備事業の成功は、2度の火災に見舞われた旦過市場の再生のためだけでなく、北九州市の都心、小倉のにぎわいづくりの象徴として必須と考えています。また、あわせて、北九州市立大学の新学部が進出することになり、より複雑な事業形態となっており、市民にとって事業の中身が見えにくくなっています。本来ならば、市民理解を深めるためにも、私は事業の方向性を変えるのであれば、透明性が高い議会場で説明するよう求めてきましたが、いつも事後報告が常態化しています。これだけの僅かな期間で計画の大幅な見直しが続いていることで、市民の行政への不信感は拡大の一途にあると感じています。

先日、事業期間を３年間延長することが発表されました。結果として事業完了予定は令和12年度末となり、旦過市場でお店を営む方にとっては、火災の発生から通算して約９年後となり、先が見通せない苦しい状況がまだまだ続くことになります。

私は６月議会において、旦過地区再整備事業について２つの問題点を指摘しました。

１点目は、旦過市場への北九州市立大学の進出について、発表から僅か１年で事業費が倍増していることです。市による市況とリスクの先読み能力の不足を指摘し、このままでは今後起こり得るリスクの設定を見誤ることになるため、もっとしっかり向き合うよう促しました。また、事業に柔軟性を持たせ、身の丈に合った見直しが適宜なされるよう、市民、議会と対話の中で解決を図ってほしいとの要望も行いました。

２点目は、市場関係者らで設立した旦過総合管理運営株式会社が、まちづくり協定に基づく保留床の取得ができなくなる可能性についてであります。市は民間で何とか運営できるようにすると答弁しましたが、結果はどうでしょうか。恐れたとおり、旦過総合管理運営は当初予定していた２階商業床の取得は困難と判断し、市と市議会に対し、新たな事業者選定に関する支援要請を８月４日に行いました。加えて、整備事業は３年遅れ、事業費は10億円増大し、57億円となる見通しとの報道もあり、６月議会の答弁から僅か３か月でここまで大きく方針転換がなされることは極めて異例のことであり、市民からの行政不信につながります。

そこで、３点伺います。

まず、本件については、３つの局に事業がまたがり、そして、それぞれ常任委員会も分かれています。これまでの議論でも担当局ごとの説明で方向性が統一されていない印象を持っています。議会への速やかな報告や市民への周知は３局が連携し、かつ、取りまとめる部署がしっかりと事業を掌握して進めていくべきと考えますが、見解を伺います。

次に、旦過市場は昔のようなにぎわいのある雰囲気のない空間に戻るのでしょうか。火災の発生から約９年後の事業完了という遠い目標に向け、どのように市況を予測しながら、市場の再生のロードマップを描いているのか見解を伺います。

最後に、１年間で予算が倍増するなど計画の実効性が疑わしい状況を勘案すれば、北九州市立大学の新学部の設置は、いま一度立ち止まるべきと考えます。計画を見直さない理由について見解をお聞かせください。

以上で私の第１質問を終わります。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、大項目４つ目、北九州空港の利用促進について、北九州空港の滑走路3,000メートル化の機能強化に関しまして、長距離の大型貨物機が就航する確実性、そして、取組についてお尋ねがございました。

稼げる町の実現に向けては、北九州空港の物流拠点化は北九州市の発展に欠かすことのできない大変重要な取組であると認識をしております。大韓航空の貨物専用便が就航する北九州空

港では、令和3年度、コロナ禍による海上輸送の混乱や旅客便の激減によりまして、海上貨物や旅客便で輸送していた貨物が貨物専用便にシフトした影響で、過去最高の国際貨物量を記録いたしました。その後、コロナ禍後は大幅に海上輸送が再開されたことなどによりまして、世界的に航空貨物市況が低迷をし、その影響を受けて国際航空貨物量は、福岡空港も同様であります。日本の空港全体で減少傾向となりました。

北九州空港でもこのような傾向は当てはまるものの、昨年4月にはヤマトグループの国内便の新規就航等の新たな動きもあり、令和5年度から令和6年度にかけて、国内、国際とも貨物量自体は増えております。

議員御指摘の大型貨物機の新規就航及び定期便の維持拡大のためには、さらなる利用促進を図っていく必要がございます。そのためには、1つに、九州域内から成田空港や関西空港等の他の空港へ流出している輸出貨物の流れの転換、2つ目に、輸出貨物に比べ取扱量が少ない輸入貨物需要の取り込み、3つ目に、TSMCを中心に、伸び代のある半導体関連等の貨物需要の取り込み等の課題に腰を据えて取り組む必要があると認識をしております。

これらの課題に対応するため、令和9年8月の滑走路3,000メートル化の供用開始を大きなチャンスと捉えまして、1つには、ほかの空港に流れている国際貨物の集貨を図る助成や、半導体関連貨物に特化した助成による集貨の促進、2つ目に、輸入貨物の取り込みに向けた航空会社等と連携をした海外での知名度向上のための活動、3つ目には、新たな貨物機用エプロンの拡張整備などの利用促進と機能強化の両面の取組を強力に推進しております。

また、路線誘致につきましては、滑走路延長によりまして欧米直行便が就航可能となることから、大型貨物機を保有し、世界的な航空貨物ネットワークを有する航空会社をターゲットに取り組んでいるところでございます。

議員お尋ねの就航する確実性に関しましては、一般論として、路線誘致の状況につきましては、相手となる企業や国の事情や意向に左右されるものであり、かつ、現在交渉過程にあることから、現時点で明言できる性格のものではございません。引き続き路線誘致に全力で取り組んでまいります。

今後とも航空業界を取り巻く様々な経済社会情勢の変化を注視しつつ、滑走路延長を見据え、需要の見える化を図り、航空会社に対する積極的な路線誘致活動と、北九州空港の利用促進、機能強化に全力で取り組み、稼げる町の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、大項目6つ目、旦過地区再整備事業についての問いの中で、旦過市場は昔のようなにぎわいのある雰囲気のない空間に戻るのか、どのように市況を予測しながら市場再生のロードマップを描いているのかというお尋ねがございました。

北九州の台所、旦過市場は、長年市民の皆様に愛されている身近な市場であるとともに、国内外から多くの観光客が訪れる北九州市にとって大切な場所でございます。この旦過市場では、平成21年、平成22年の度重なる浸水被害をきっかけに、施設の老朽化を含めた防災面の課

題の解消と市場の存続を図るため、現在河川改修事業と土地区画整理事業から成る再整備事業を官民一体となって進めております。

この旦過地区の再整備は、大正時代から100年続く歴史を次の100年へとつなぐ一大プロジェクトでございます。このような難工事であり、かつ、長期間にわたるプロジェクトにおきましては、経済的、社会的状況や現場の状況など、外部環境が変化していくことは避けられないものでございます。加えて、ここ数年の物価や人件費の大幅な増加があったように、将来にわたって完全に市況を予測することは困難であります。こうした様々な状況の変化に対しては、しっかりとした大方針を持ちつつ、しなやかに柔軟に対応しながら事業を進めていくことが重要と考えております。

このため、本事業におきましては、安全な市場、魅力ある市場の実現に向けまして、1つに、旦過総合管理運営株式会社に代わる新たな事業者の選定、2つに、市場関係者や地元経済界も強く要望している北九州市立大学新学部の市場内への設置など、状況の変化に対応しながら、これまでの歴史を受け継ぎ、多くの人々が行き交う場所となるよう再整備を進め、令和12年度内に土地区画整理事業を完成させる予定としております。

その後、新たな魅力により、北九州市民はもとより、日本中、世界中の皆様にも愛される、日本を代表する市場としてのブランドを確立し、さらに、そのブランドで、より多くの人を呼び込むという好循環をつくっていく、このようなステップを着実に踏み、次の100年に向けて未来を切り開いていきたいと考えております。

浸水被害を防止し、100年の歴史を持つ市場を守ること、そして、魅力あるものにするために、15年近く前から始まったこの事業を私自身もしっかりと引き継ぎ、今後とも物価高や人件費増、技術的な問題など様々な課題を乗り越え、安全な市場、魅力ある市場をつくるという大目標に向かって、市場関係者の皆様、また、議会の皆様方と共にこれまでどおり全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上となります。残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君）大項目1番目、都市インフラの除草問題、大項目2番目、皿倉山ロングスライダーについて順次答弁いたします。

最初に、大項目1番目、都市インフラの除草問題について、直近5年の道路、河川、公園の除草面積、決算額及び雑草が繁茂している公園や道路の対処、雑草対策基本戦略策定に向けた検討状況、令和6年度決算の防草対策費、施工面積及び基本戦略策定に基づく防草対策の完了期間、総事業費の見通しの3つのお尋ねについてまとめて御答弁いたします。

道路、河川、公園などのインフラ施設を良好な状態に維持管理することは、市民の皆様の安全・安心な生活環境の確保に不可欠でございます。そもそも雑草につきましても、自然現象として必ず一定の周期で生え続けるものであり、完全にゼロにすることは現実的に困難でございますが、できる限り市民生活や交通に支障を及ぼさない水準で、定期的かつ適切に管理を行っ

ていくことが重要でございます。この観点から、優先度の高い道路や見通しの確保が必要な箇所などから優先して計画的に除草、維持管理を実施しているものでございます。全体としては、限られた財源、人員の中で効率的、効果的に管理を進めているところでありまして、管理水準は適切に維持されているものと考えております。

議員お尋ねの道路、河川、公園における直近5年間の実績について、年度ごとの除草面積及び決算額の合計は、令和2年度は約1,039万平米で約13億1,000万円、令和3年度は約959万平米で約12億9,000万円、令和4年度は約985万平米で約12億6,000万円、令和5年度は約964万平方メートルで約13億9,000万円、令和6年度は約988万平方メートルで約14億円であり、管理水準はここ数年、同程度で推移しております。

また、雑草が繁茂している公園や道路への対処は、定期的な除草に加えまして、見通しの確保といった安全面での配慮など、必要に応じて局所的、臨時的な除草を組み合わせで行ってまいりました。なお、近年の急激な人件費上昇などによるコスト高騰対策といたしまして、道路において令和5年度に局所的、臨時的な対応を行っていた一部を、令和6年度の定期的な除草に含めて発注するなどの工夫によりまして、経費を抑えつつ、除草面積の拡大を図り、適切な維持管理に努めた結果、より多くの市民要望に応えることができたものと認識しております。

他方、北九州市では令和6年度を除草改革の元年と位置づけまして、これまでの除草主体の対策から、雑草を生えなくする防草へシフトする構造的な改革に取り組むため、基本戦略の策定が必要と考えております。

具体的には、防草手法の有効性を確認するため、1つに、鉄鋼副産物を活用した舗装材カタマSPを用いた中央分離帯の対策、2つに、植樹帯のうち樹木がない箇所の舗装化、3つに、河川ののり面や公園の園路際などでは、生態系や景観を踏まえ、防草シートや固化系自然土舗装などの試験施工を実施いたしました。施工箇所においては、おおむね雑草の生育は抑制できていますが、雑草が繁茂する時期が過ぎるまで検証を進めてまいります。

議員お尋ねの雑草対策の基本戦略の策定に向けた検討状況につきましては、令和6年度に実施いたしました試験施工の検証結果を踏まえ、今年度中に策定することとしております。その中で、道路、河川、公園、それぞれの特性、地域性、そして、緑の保全といった多角的な要素を考慮した取組の方針を定める予定でございます。

次に、令和6年度決算におきます道路、河川、公園の防草対策費と施工面積の合計でございますが、対策費は約7,600万円、施工面積は約1万1,000平方メートルでございます。

最後に、防草対策が完了するまでの期間と総事業費の見通しにつきましては、1つに、住環境や景観形成、生態系保全に配慮し、適切な場所と手法の選定が必要であること、2つに、道路、河川、公園の特性や利用状況、周辺環境に十分配慮する必要があること、3つに、施工に当たりましては、地元住民等の皆様へ丁寧に説明しながら、慎重に議論を進める必要があることなどから、策定中の基本戦略の中で検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、引き続き安全で安心なインフラ施設の維持管理に不断の努力を傾注するとともに、彩り豊かで安らぎのあるまちづくりの実現に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、大項目2つ目、皿倉山ロングスライダーについて、利用中止を求める声にどのように応じるのか、これからどのように管理していくのか、今後の財政負担の見込みと、他の遊具のように誰もが安全に滑れるようになる条件は何と考えているのかの2つのお尋ねにまとめて御答弁いたします。

皿倉山は、四季折々の自然と触れ合える身近な登山エリアとして市民に親しまれており、また、北九州市の代表的な夜景スポットとしても多くの観光客の方が訪れております。こうした魅力とポテンシャルを具体的な形にするため、市内外から訪れた方に対してアンケート調査を行ったところ、子供向けの遊具を望む回答があったことを踏まえ、平成28年5月に皿倉山の絶景と木々に癒やされるシンボルとなる空間づくりをテーマといたしました皿倉山リニューアル計画を策定し、この計画の中で、ブランコ、滑り台、スタンド状の展望デッキの整備などが盛り込まれました。

その後、平成28年の計画の策定から8年間をかけ各所の整備を行い、令和6年度に山頂東側エリアにおきましてブランコや滑り台などを整備し、今年4月25日に供用を開始いたしました。この滑り台は、1つに、6歳から12歳を対象として設計されており、安全基準を満たしていること、2つに、今回報告されたけがの事案は、全て対象年齢以外の方のケースであったこと、3つに、対象年齢以外の大人などがけがをしたことによって、子供たちが滑り台を楽しむことができない状況が続き、早く再開してほしいとの声が寄せられていたことなどを踏まえ、慎重に検討した上で、対象年齢の子供に限定し、夏休みが始まる7月19日から利用を再開することといたしました。

再開後は多くの利用がありましたが、危険な場面は全く見られず、また、利用した子供たちからは、気持ちよかった、楽しかった、また遊びたいなどの感想が寄せられたところでございます。

一方、一部に利用中止を求める意見があるとの御指摘につきましては、そのお気持ちは真摯に受け止めております。したがって、そのようなお声に応えるためにも、市民の皆様が安心して利用できる環境を整えることが行政の責務と考えております。こうしたことから、個々の御意見のみならず、専門的知見に基づき検討を加え、総合的見地から政策判断をするため、今般皿倉山滑り台あり方検討会議を設置することとしたものでございます。

議員御質問の、これから皿倉山滑り台をどのように管理していくのかなどにつきましては、今後各分野の専門的知見を有する構成員の方々から御意見をいただきながら、しっかりと在り方を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君） 政策局長。

○政策局長（小杉繁樹君） それでは、大項目 2 つについて順次お答え申し上げます。

まず、大項目の 3、不動産特定共同事業と北九州イノベーションセンターについて、国家戦略特区を活用した施設や民間事業者が運営する北九州イノベーションセンターの事業継続への影響など、2 つのお尋ねにまとめてお答え申し上げます。

北九州市は、民間事業者が令和 5 年 11 月に開設した北九州イノベーションセンターに、国家戦略特区を活用して北九州市イノベーション人材マッチング支援センター、それから、北九州市テレワーク推進センターの窓口を設置し、専門的な知見やスキルを有する人材とスタートアップ企業等とのマッチングや、D X 支援などに取り組んでいるところでございます。

これは、ビジネスがしやすい町として、北九州市が国家戦略特区の特例メニューの活用を検討している中で、令和 4 年 9 月に民間事業者から市への提案を踏まえ、令和 4 年 11 月から国との協議を開始し、認定を受けたものでございます。なお、国家戦略特区の特例メニューを活用した 2 つのセンターの窓口の設置に当たっては、公募手続を行いまして、G Z キャピタルを委託業務先に決定したところでございます。

議員お尋ねの G Z キャピタルと都市綜研インベストファンドの関係につきましては、G Z キャピタルは都市綜研インベストファンドが所有するグランモールの一部を賃借して、北九州イノベーションセンターを運営しております。

また、都市綜研インベストファンドと G Z キャピタルとの関係に関する市の認識についてとのお尋ねにつきましては、民と民との関係性であることから、客観的な情報として、G Z キャピタルへのヒアリングや登記簿の閲覧、企業信用調査会社のデータ情報などを確認したところ、両者の間にはグランモールの一部の賃貸借以外の関係性を示す情報は確認されなかったところでございます。また、都市綜研インベストファンドと北九州市との間には何ら法的関係は存在しないところでございます。

現在、北九州イノベーションセンターに設置している 2 つのセンターの窓口の運営は通常どおり行われており、業務遂行に何ら支障は生じていないことは確認しておりますが、引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

それから、続きまして大項目の 6、旦過地区再整備事業のうち、新学部設置についてのお尋ねにお答え申し上げます。

北九州市立大学では、I T 人材に対する市内企業のニーズや、国の支援事業の創設を踏まえ、仮称情報イノベーション学部の設置を目指すこととし、その後、旦過市場や経済界からの要望を受け、令和 6 年 5 月に設置場所を旦過地区とすることを決定いたしました。

場所の決定に当たり、大学では小倉都心部に集積する I T 企業等と連携することで、企業のニーズに応える高度なデジタル人材の供給が可能となることなど、様々な効果が期待できると判断し、旦過地区での新学部設置という決断に至ったものでございます。

設置場所が決定してからは、市場関係者と大学が令和 6 年 12 月に事業の推進に向けた連携、

協力に関する基本協定、また、令和7年4月に実施設計に関する実施協定を締結するなど、且過地区での新学部設置は、市場と大学が一体となって実施する共同プロジェクトとして歩みを進めているところでございます。

新学部設置についての事業費は、令和5年5月に大学が新学部設置に係る助成金を文部科学省に申請する時点におきまして、新学部に必要な面積4,000平方メートルと、国土交通省が示す建築単価を基に一般的な建築工事として算出した結果、概算として約20億円とお示しましたものでございます。

その後、設置場所が且過地区に決定され、令和6年度に大学におきまして基本設計を実施したところ、当初と比較して資材価格や人件費が約1.8倍になるなど著しく高騰していることや、工事の安全性を最優先にした工事手法を採用する必要があることなどから、当初の見込みより増額となったものでございます。

大学においては、個人や企業等を対象に、現在精力的に寄附等を募っておられると伺っておりまして、北九州市としても大学が募る寄附額のうち、市外企業からの寄附につきましては企業版ふるさと納税制度を活用するため、本議会に補正予算として3億円の歳入歳出予算を計上させていただいているところでございます。

こうした中、新学部の設置場所が且過地区に決定して以降、大学においてIT企業を中心に18の企業との間で人材育成や教育、共同研究等に関する産学連携協定を締結しており、新学部設置に向けて大きな後押しをいただいております。

また、大学の理事長であり、北九州商工会議所の会頭でもあられる津田純嗣氏からは、新学部を且過地区に設置することにより、市内企業に求められる高度なデジタル人材を輩出、供給するというミッションを最大限発揮することができる、また、学生に対し、より充実した学びの場を提供するだけでなく、都心のにぎわいや町の発展に貢献できるといった大きな期待感も示されているところでございます。

市場と大学は、来年度からの工事着手に向け、両者が協力しながら今後もこのような考え方と計画に基づきまして、しっかりと取り組んでいくこととしておりまして、北九州市といたしましても、且過地区での新学部設置により、若者の都心回帰や都心部での回遊性の向上なども期待でき、町の活力の向上や、さらなるにぎわいづくりにつながることから、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）最後に、且過地区再整備事業のうち、議会への速やかな報告や市民への周知についての御質問にお答えいたします。

北九州の台所、且過市場を中心とする且過地区では、水害や老朽化の危険を払拭し、市場の魅力をさらに高めることを目的に、官民一体となって再整備を進めております。このような中、北九州市としましては、ハード面の整備が本格化してきたことを踏まえ、再整備後の運営

面やプロモーションなどのソフト面も本格的に進めていくため、本年5月に片山副市長を本部長とする旦過市場プロジェクト推進本部を設立いたしました。

この推進本部では、産業経済局が取りまとめ役となりまして、都市整備局、政策局など部局横断的に連携しまして、1つには、課題の共有や掘り起こし、2つには、今後のスケジュールや事業費の見通しなどについて議論をしまして、進め方の意思統一や一貫性を担保することとしており、本年5月15日に立ち上げて以来、日々連携を深めつつ、4回の会議を開催したところでございます。

また、事後報告が常態化しているとの御指摘でございますけれど、市議会の報告につきましても、この本部会議の中で適宜確認しながら進めておりまして、常任委員会での報告や内容に応じた個別の説明などを適切なタイミングで実施していると考えております。

なお、当事者であります市場関係者の皆様への説明が先行することにつきましては、御理解いただければと思います。

次に、旦過総合管理運営株式会社が2階商業床の取得を断念した件などにつきまして、市民からの行政不信につながるとの御指摘がございましたが、本件は、同社に関わる市場の方々が2度にわたる火災などの大きな環境変化に遭遇しながら、長期間にわたって深く悩まれた後に、苦渋の決断に至ったものだと思っています。

このように同社が最後まで商業床を取得しようと最大限努力していた中、北九州市が途中の段階で検討状況をつまびらかにできる性格のものではないということは、御理解いただければと考えております。

いずれにいたしましても、北九州市としては、産業経済局が取りまとめ役となりまして、今後とも市場関係者の皆様をはじめ、市民や議会の皆様に対しまして適切に情報提供させていただきながら、安全な市場、魅力ある市場をつくるという大目標に向かって、官民一体となって全力で取り組んでまいります。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君） 2番 佐藤議員。

○2番（佐藤栄作君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、第2質問させていただきたいと思いますが、順不同になりますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

初めに、不動産特定共同事業と北九州イノベーションセンターについて伺います。

御承知のとおり、イノベーションセンターには人材マッチング支援センターやテレワーク推進センターが設置をされ、昨年2月には市長が自ら出席をして、九州工業大学、運営事業者と連携協定を結ばれております。まさに市の政策の象徴であり、市が国家戦略特区として力を入れてきた重要な拠点であります。だからこそ、やはりリスク管理は徹底しなければならないと思っています。

ところが、現実には入居しているグランモールは、みんなで大家さんの事業と結びついた都

市綜研インベストファンドの所有物件であります。今、全国的に問題になっているように、この事業が行き詰まれば、建物そのものが負債返済の対象になりかねないと思います。つまり、市が進める国家戦略特区の入居先がある日突然失われるリスクを抱えているわけであります。

一体なぜそんな不安定な事業者が所有する物件で、この国の特区事業、市の看板政策を進める判断をしたのか。市の責任は重いと思いますけれども、ぜひ市長の所感をお聞かせください。

○議長（中村義雄君） 政策局長。

○政策局長（小杉繁樹君） 答弁で申し上げましたけども、もともと国家戦略特区になりまして、いろいろと活用メニューを考えている中で、今回こういった２つのセンターをつくったということで、今議員がおっしゃったように北九州市の方向性としても合うということで、今回ここに窓口として委託したということでございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君） ２番 佐藤議員。

○２番（佐藤栄作君） その方向性は分かるんですけども、このリスクについて考え方を聞いているわけであります。

○議長（中村義雄君） 政策局長。

○政策局長（小杉繁樹君） リスクというか、それぞれこちらからすると、昨年例えばその行政処分が行われたというのも情報を聞いていますし、その際にはちゃんと確認はしておりますし、都度都度関係性なりは確認しているところですので、そういった点ではリスク管理はできていると思っております。以上でございます。

○議長（中村義雄君） ２番 佐藤議員。

○２番（佐藤栄作君） 今の答弁だと、それはもう事が起こった後の確認をしているだけにしか聞こえませんが、その辺はきちんと事前にリスクを管理しているとは私は言えないのかなと思っています。

昨日実には行って来たんですけども、北九州人材マッチング支援センター、それから、テレワーク推進センター、どこにあるのかなと、このK I Cの中に入ってみました。スタッフの方が１人いました。相談をする際はどこに行けばいいんですかということで、じゃあこちらが窓口になっております。担当の者は今いないので、要件があれば呼んでください、１人人員がそこにいるということで、それと、どこでその相談を受け付けてくれるのかなと思ったんですけど、コワーキングのスペースがあって、幾つか小さな部屋があるので、そのどこかでその相談を受けるのかなと思ったんですけども、これぐらいであればもっと利便性の高い、小倉の都心の中にも様々な施設もありますし、これぐらいの内容であれば、たくさんこの近隣には手を挙げてくれるような事業者がいたんじゃないかなと印象を持ちました。なので、何でここでこの国家戦略特区として市の施策を進めていくのかなというところに少し疑問を持ったところがあります。

さらに、ちょっと重大な懸念があるんですけれども、このグランモールの延べ床が約5万2,000平米あります。そのうち既に約4万4,000平米が不動産特定共同事業の対象として設定されているアグレバイオセンターの事業収益にひもづけられております。残るのは約8,000平米しかありません。ところが、その中にはスーパーやイノベーションセンターが入っております。ということは、共用部分を含めれば、到底これ収まり切らないんじゃないかなと感じました。

そうすると、疑ってしまうんですけれども、不特事業の商品となっている床と、この国家戦略特区の拠点であるイノベーションセンターの床が、実際には重複しているんじゃないかなと。仮にもしそんなことがあれば、これは不正行為でありますので、市の国家戦略特区のそのものの信頼を揺るがす重大な問題になるんじゃないかなと思うんですが、それについて伺いたいと思います。

不特事業の商品床とイノベーションセンターの床が一部重複しているのではないか、その認識を伺います。

また、万一重複が事実であれば、市の政策に与えるダメージは計り知れません。その責任をどう受け止めているのか、見解を伺います。

○議長（中村義雄君） 政策局長。

○政策局長（小杉繁樹君） 今の件につきましては、まだちょっとそういった情報を持ち合わせていませんので、ちょっとここではお答えしかねます。以上でございます。

○議長（中村義雄君） 2番 佐藤議員。

○2番（佐藤栄作君） 時間がないので、そろそろ次に行きたいんですけれども、以上の点を踏まえると、やはりこの国家戦略特区、北九州イノベーションセンターという本市の政策の象徴が、所有や運営のリスクによって今ぜい弱な状況に置かれている可能性があると思います。市としては、政策の信頼性を確保するため、この事実関係をしっかり確認した上で、今後の対応を慎重かつ責任を持って進めていただきたいと思います。

次に、都市インフラの除草問題について伺います。

すみません。これ皆さんにお配りしている写真なんですけれども、これ見ていただいたらよく分かると思います。この写真のとおり、やっぱり適切な除草管理ができていない箇所が増えています。その原因は、近年の物価上昇に対応した予算が十分に確保されていないということです。それに尽きます。昨年の予算議会では、市長は草刈り予算を大幅に削減しようとしてしました。しかし、それでは市民の安全・安心や快適な暮らしを守ることができないということで、我々議会は市議会初の組替え動議を提出して、そして、待ったをかけて、そして、例年並みの予算を復活させたわけであります。

ところが、やっぱり現実には例年並みの管理水準にはとても届いていません。人件費や資材費が上がっている中で、過去と同じ予算規模では必要な作業をこなすことは困難であります。

それにもかかわらず、先ほどは管理水準は適正に保たれているとの御答弁でありました。正直、皆様もこの写真を見ていただいたら分かると思います。それから、この1年、私のところには市民の皆さんから本当にこの草刈りやってほしいという要望がたくさんたくさん届いています。増えてきています。だからこそ、私はとてもこれ適正水準にはないという認識です。

ただ、先ほどの御答弁いただいて分かったのが、この状況が市長の目指している彩りある、それから、安らぐ町の姿なんだと思いました。でも、やっぱり市民はこれが彩りある、安らぐ町の姿であるというような認識を持っている人はほとんどいないと私は思います。市民はいつもこうやって、この草刈りをしてほしい、大変なんだ、この暑い中、高齢化している中、私たちだけじゃとても担えないんだと、そういう切実な声が私たちのところには届いているわけがあります。まさに今市民は我慢をしている状況なんです。

先ほどの御答弁では、優先順位があるということでありました。であれば、やっぱり市民の皆さん、あるいは町内会・自治会の皆さん方にこの草刈りの必要な箇所は積極的に声を上げてくださいます。そして、その声をまとめて市に要望書という形で提出して欲しいというふうに働きかけていかなきゃならないなと思いましたし、ぜひ市のほうからそういう必要な箇所があるのであれば、ぜひ市のほうに届けてくださいとしっかり周知をしていただきたいと思います。そうでもしないと、この除草作業の優先順位は上がらないし、予算増額の議論にもつながっていかないと思います。雑草に苦しむ市民の本当に切実な声に、ぜひ耳を傾けていただきたいと思います。

それからまた、防草対策についてなんですけれども、セメントで固める手法というのは万能ではありません。実際に、この目地から草が生えてしまう事例も多く見られます。さらに、公園とか緑地は舗装できないんですね。だから、防草対策というのは困難であります。加えて、雑草の除去は刈るだけでは済まなくて、引き抜く作業が必要になります。そうすると、コストも高くなりがちであります。もう現場の職員さんも今大変苦勞されていると思います。

この資料、写真の中のこの門司区ですけれども、ここに防草対策路線というこの写真があるんですけれども、これは中央分離帯のところをもう既にこのコンクリートで防草対策やっているとところなんです。だけど、結果的にこれ見ていただくと分かるとおり、物すごい雑草が生い茂ってしまっているということでもありますから、防草対策が万能であるということはないと思いますし、ともすれば、時には余計なコストもかかってしまうということもあります。

ですから、私はこの雑草対策は単なる草刈りだけでなく、公園の魅力を高めて、例えば公園であれば魅力を高めて、利用者を増やしたり、ウォーカブルなまちづくりを進めることで、歩行者空間を活性化したり、そういうことでこのコストの低減、あるいはにぎわいを創出していくということも考えていかなきゃいけない。そうした規制緩和の取組もさらに拡大していただきたいと思いますし、今必死になって、町のために思いを持ってこのボランティアで草刈りをやってくださっている公園愛護会の皆さんや道路サポーターの皆さん、こうした方々も高齢化

しております。人も減っていますので、やはりこうした支えていただく方々をまたしっかりと発掘していく、支えていくということも併せて重要になると思います。

ところで、市長、草刈りを実際されたことがありますか。その上で、現状の今のこの管理状況についてどんな問題意識を持っているか教えてください。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）以前ここでもその質問を受けた気がしますけれども、私も草刈りですね、昔団地に住んでいるとき草刈りしたということは、もうここで以前御回答させていただいたとおりでございます。

草については、本当に非常に多くの問題意識、これを持って議論いただいていると、これは本当にありがたいことであります。他方で、今日局長がお話ししたとおり、なかなか草というものが自然現象で生え続けるという中でどうやって管理していくのか、これはやはり私どもも政策的にも、また、現場においても一緒に知恵を合わせて様々な工夫をしているというところでございます。

やはり市民生活、それから、見通しの悪い場所、そういった生活に支障を及ぼさないような形で、しっかりと管理をしていくといったことに向かって、私たちも意を合わせて様々な工夫を組み合わせているというような状況でございます。

○議長（中村義雄君）2番 佐藤議員。

○2番（佐藤栄作君）ありがとうございます。やっぱり衛生的な環境を保つということは、公共サービスの中でも最も重要な一つだと思います。それから、安全ですね。先ほど安全管理もちゃんと危険箇所もやっているということだったんですけれども、この写真の中にもありますけれども、交差点だったり道路の側道だったりとか、物すごい人の背丈を超える草が伸び切っているようなところが散見されるんですよ。これ、例えばこの草をよけようと思って、バイクだったり自転車が道路の中央に寄ったときに、事故につながる可能性もありますし、これ夜なんか気づかないでそのまま突っ込んで行ってこけたりとか、そんなことだってあるわけでありまして。ぜひそこら辺は現場の実情、それから、市民生活にもっと想像力を働かせていただいて、適切な予算措置、それから、戦略的な対応をもって来年度の予算編成に臨んでいただきたいと思います。

次に、皿倉山ロングスライダーについて、本件は再開を求める声と休止を求める声が寄せられ、賛否はきつ抗しておりました。しかし、ほとんどの市民は安全性を理解できていないばかりか、意見をすることもはばかっている、まさにサイレントマジョリティーであります。こうした賛否が分かれる場合は、やはり安全を優先することが行政の責務であります。且過の工事でも安全第一と答弁をされました。であれば、やはり利用を望む声に応じるだけでなく、そうじゃない方々の声にもしっかりと耳を傾けるという姿勢が重要だと思います。

昨日のやり取りを聞いていて分かったんですけれども、事故原因がやっぱり明らかになって

いないということでもあります。

端的に伺うんですけれども、そもそもこのスライダーは安全であると市は判断しているのか、それとも安全に不備があると認識しているのか教えてください。

○議長（中村義雄君） 都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君） この皿倉山の滑り台につきましては、6歳から12歳を対象にいたしまして設計されておりますので、その対象年齢の方の利用の範囲では安全であると考えてございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君） 2番 佐藤議員。

○2番（佐藤栄作君） 安全と言われました。ただ、私の理解では、安全であるならば、そのサポーターの配置や検討会は必要ないわけであって、そうじゃないからこのサポーターを配置する、検討会を設置するということになっているんじゃないんでしょうか。だから、私たちはこの休止段階で専門家による客観的、そして、科学的な検証を行って原因を究明した上で、持続的な安全対策を講じてから再開をするのが設置管理者として当たり前じゃないのかということで、3会派から申入れをさせていただいたわけであります。

しかし、残念だったのが、先ほども申し上げましたけれども、同日同時刻に市長が再開を記者会見された、二代表制をやはり踏みにじる私は独断的な対応だったと思います。

最後に、ロングスライダーは、そもそも夜景観光の目玉としての意味があると聞いてきました。設置当初のコンセプトは、子供から大人まで、さらに、訪日外国人にも楽しんでもいただく遊具ということであったんじゃないでしょうか。事業費は1億円を超えております。子供に限定した使い方ということであれば、その事業費の妥当性についてもやっぱりいろんな意見が出てくるんじゃないでしょうか。

最後に申し上げたいと思いますけれども、これ以上苦しい言い訳をもうするのではなくて、客観的、科学的検証をしっかりと実施して、そして、原点に立ち戻って子供も大人も安心して楽しめる、そんな遊具となるように誠実かつ透明な対応を強く求めて、質問を終わります。

○議長（中村義雄君） 以上で一般質問は終わりました。

次に、日程第2 議案第114号及び日程第3 議案第134号の2件を一括して議題といたします。

各委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

まず、総務財政委員長、12番 村上議員。

○12番（村上幸一君） 総務財政委員会に付託されました議案2件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第114号について委員から、市職員が子育てしやすく働きやすい環境だと実感できるよう、制度の利用状況等を分析するとともに、その結果を委員会等で報告されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第114号及び134号のうち所管分の以上2件については、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、保健福祉委員長、17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）保健福祉委員会に付託されました議案1件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第134号のうち所管分については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）ただいまの各委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

各委員長から報告のありました議案2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。9月26日及び30日は、議事の都合により休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

本日の日程は以上で終了し、次回は10月2日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時3分散会

委員会報告書(写)

(議 案)

令和 7 年 9 月 定例会

総務財政委員会

議案番号	件 名	結 果
第114号	北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	可 決
第134号	令和 7 年度北九州市一般会計補正予算（第 2 号）のうち所管分	可 決

保健福祉委員会

議案番号	件 名	結 果
第134号	令和 7 年度北九州市一般会計補正予算（第 2 号）のうち所管分	可 決